

令和5年第2回三重県議会定例会
総務地域連携交通常任委員会 説明資料

目 次

◎所管事項

- 1 「『令和5年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」
への回答について（関係分）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 地域における移動手段の確保に向けた取組について・・・・・・・・・・ 3
- 3 三重県自転車活用推進計画について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 4 移住促進の取組について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 5 南部地域の振興に向けた取組について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 6 三重交通G スポーツの杜 伊勢等に係る指定管理候補者の選定過程の状況
について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 7 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告（令和4年度分）について・・・ 35
- 8 審議会等の審議状況について（報告）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53

○別冊資料

- （別冊1） 三重県南部地域振興プラン（仮称）中間案

令和5年10月6日
地域連携・交通部

(所管事項)

1 「『令和5年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について（関係分）

【総務地域連携交通常任委員会】

●施策の取組

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
9-1	市町との連携による地域活性化	地域連携・交通部	人口減少が進む中、市町の住民サービス提供体制の維持が難しくなる状況が想定されるため、市町どうしの連携に対する支援や県による補完など対策を検討された。	人口減少下における行政サービスのあり方については、国における検討状況も注視しつつ、三重県人口減少対策方針に沿って、「人口減少を前提とした地域社会のあり方」や「中長期的な地域の方向性を踏まえた県の取組」などに関する議論の中で、行政における持続可能性の観点から、関係部局と連携し、検討していきたいと考えています。
9-4	東紀州地域の活性化	地域連携・交通部 南部地域振興局	来年の熊野古道世界遺産登録20周年に向け、県民を巻き込みながらたくさんの方にイベントへ参加してもらえよう機運の醸成に取り組まれない。	歩き旅のブランディングに取り組むとともに、令和6年の早期からイベントの開催やプロモーションを組み合わせることで、機運の醸成を図っていきます。
11-4	水の安定供給と土地の適正な利用	地域連携・交通部	以前から課題となっている地籍調査の進捗率は前年比0.1%増の9.9%という状況であり、南海トラフ巨大地震の発生が懸念される中、国への予算要求や制度改正の要望等さまざまな方策を総動員してしっかりと取組を進められたい。	地籍調査は時間や費用を要するため、なかなか進まない状況にありますが、津波浸水想定区域や土砂災害警戒区域など優先度が高い地区に重点を置いて調査を進めていくとともに、引き続き、市町に対して地籍調査に関する新しい技術や制度について情報提供を行い、効果的・効率的に進めていきます。 また、国に対しても予算の確保や補助要件の緩和などの制度改正についてしっかりと要望していきます。
16-3	地域スポーツと障がい者スポーツの推進	地域連携・交通部 スポーツ推進局	中学校部活動の地域移行に関する記述がどこにも記載されていないが、部活動はアスリート育成の裾野として重要であることから記載されたい。	中学校部活動の地域移行に関しては、教育委員会において検討が進められており、スポーツ推進局も一緒に議論しています。 施策16-3で地域スポーツの担い手の養成・資質向上に取り組んでいるため、部活動の地域移行の受け皿の一つである総合型地域スポーツクラブの質的充実等について記載しました。

(所管事項)

2 地域における移動手段の確保に向けた取組について

1 現状

高齢者が運転免許証を自主返納できる環境づくりや、通学をはじめとする若者の移動ニーズへの対応に向けて、交通不便地域等における移動手段の確保が喫緊の課題となっています。

市町においては、コミュニティバスなどの既存の公共交通機関だけでは、住民の移動ニーズに対応することが困難になってきていることから、地域の実情に応じた移動手段の確保に向けた取組が進められています。

県では令和2年度から市町に対して、通院や買い物等の日常生活のために必要な取組や、自動運転など新たな技術を活用した取組をモデル事業として選定し、支援を行っています。

2 今年度の取組状況

(1) モデル事業について

令和5年度においては、下表のとおり新たに4つの取組を選定しました。

※令和2～令和4年度のモデル事業は別表参照

<令和5年度のモデル事業：4事業>

取組	実施主体	事業概要
デマンド交通の導入	桑名市	「A I 活用型オンデマンドバス導入推進事業」 ・ A I を活用した配車・ルート検索のシステムによるオンデマンドバスの実証実験を実施 ・ 実施日時：令和6年1月～3月 ・ 運行形態：車両2台とし、地元交通事業者に運行を委託
	伊賀市	「島ヶ原地域デマンドバス実証運行」 ・ 定時定路線型による行政バスの運行を行っていた島ヶ原地域において、デマンドバスを導入 ・ 実施日時：令和5年8月～令和6年3月 ※令和6年度以降も実証運行を実施 ・ 運行形態：市が交通空白地有償運送として、運行事業者へ委託
	川越町	「川越町のりあいタクシー運行の実証実験事業」 ・ 町内全域を対象に停留所を設置してデマンドタクシーを運行 ・ アンケートや利用状況を把握し、町における地域公共交通の方針を検討 ・ 実施日時：令和5年10月～12月 ・ 運行形態：民間のタクシー会社に委託し、車両（1台）および運転手（1名）を確保
デマンド交通の導入に向けた調査事業	鈴鹿市	「鈴鹿市デマンド交通実証運行事業」 ・ 令和6年度に実施予定のデマンド交通運行に向けた、移動実態やニーズの把握、地域特性マップの作成、地域選定、運行計画案の作成 ・ 地域の実情に応じた移動手段確保のための手引書の作成

(2) 市町の課題解決に向けた支援について

新たな取組として、国（中部運輸局）、県、市町の交通政策担当課長による合同勉強会を4市町で開催し、市町が抱える課題を共有するとともに国が持つ知見やノウハウも活用し、解決に向けた方策の検討を進めました。

<合同勉強会の開催>

市町	実施日	主なテーマ
志摩市	7月18日(火)	・デマンド交通実証運行について ・路線バス等の既存公共交通の維持・利用促進について
鈴鹿市	7月24日(月)	・地域の実情に応じた移動手段確保のための手引書について ・コミュニティバスの運行維持と路線の見直しについて
南伊勢町	8月18日(金)	・デマンドの見直しと実証実験結果を踏まえた町営バス等路線の再構築について ・高校通学や生活維持のための高齢者等の日常生活移動支援策と利用促進について
紀北町	8月18日(金)	・地域間幹線系統バスの維持のための具体的な手法について

※参加はいずれも、中部運輸局交通政策部交通企画課、中部運輸局三重運輸支局、県交通政策課、各市町交通政策担当課

さらに、地域の実情やニーズの把握を行うため、市町が開催する地域懇談会に参加し、高齢者等の声を直接聞き取る取組を進めており、令和5年9月3日(日)には志摩市主催の地域懇談会に参加しました。

3 今後の取組

地域の移動手段確保に向けて新たな取組を検討している市町もあることから、モデル事業について第2期の募集を行う予定です。

また、市町の地域懇談会に可能な限り参加して地域の実情やニーズの把握に努めるとともに、市町が移動手段の確保に取り組む際に、地域の実情に応じたサービスが提供されるよう引き続き支援を実施します。さらに、これまで実施してきたモデル事業の成果や課題をマニュアルとしてまとめ横展開することで、移動手段の確保に取り組む地域の拡大を図っていきます。

令和2年度から令和4年度におけるモデル事業

＜令和2年度の事業 4事業＞

取組	実施主体	事業概要
自動運転実証事業	桑名市	・バス利用者が多く高齢化が進む郊外型団地エリアにおける自動運転の実証実験
デマンド交通実証事業	亀山市	・鉄道やバスを補完する公共交通として導入された乗合タクシーについて、利便性向上と配車業務効率化のためのAI配車システム導入の実証実験
	紀北町	・町公用車を利用した自家用有償旅客運送によるデマンドタクシーの運行にAI配車システムを活用した実証実験
ボランティア輸送実証事業	鳥羽市	・答志島内における通院の移動手段を確保するため、市が町内会に委託した無償運行の実証実験

＜令和3年度の事業 4事業＞

取組	実施主体	事業概要
自動運転実証事業	桑名市	・交通結節点の桑名駅と、生活と観光が混在する「七里の渡し」エリアを結ぶ自動運転の実証実験
	四日市市	・近鉄四日市駅とJR四日市駅間における自動運転の実証実験
MaaSの機能強化	菰野町	・令和元年度から運用のMaaSアプリ「おでかけこもの」へのeモビリティ（電動自転車等）の予約・決済機能及び電子チケット機能の追加
小型バス実証事業	南伊勢町	・バス停から遠く離れ、バスの乗入ができない道路狭隘地区で定時定路線型小型バスの実証実験 ・病院送迎バスやスクールバスとの連携を図ることで高齢者、子どもなどの移動手段を確保

＜令和4年度の事業 3事業＞

取組	実施主体	事業概要
自動運転実証事業	桑名市	・民間施設敷地内において、運転手無人化を見据えた自動運転の実証実験
デマンド交通実証事業	桑名市	・AIを活用した配車・ルート検索のシステムによるオンデマンドバスの実証実験
小型バス実証事業	南伊勢町	・買い物や通院など日常生活の維持が困難な地区におけるバス路線再編を目指した定時定路線小型バスの実証実験

(所管事項)

3 三重県自転車活用推進計画について

平成 29 年 5 月に施行された「自転車活用推進法」の第 10 条において、都道府県は国の自転車活用推進計画を勘案して自転車活用推進計画を定めるよう努めなければならないと規定されています。

そこで、県では令和 2 年 3 月に「三重県自転車活用推進計画」（計画期間：令和 2 年度～令和 5 年度）を策定し、「県民も来訪者も自転車を安全で快適に利用できる環境づくり」をめざして、「自転車を活用した地域の観光魅力づくり」、「サイクルスポーツの普及と自転車を活用した健康づくり」、「自転車を安全に安心して利用できる環境整備」を 3 つの目標に掲げ、この目標に関する取組を総合的かつ横断的に推進してきました。

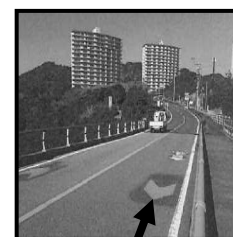
1 令和 4 年度の進捗状況

計画では、施策の推進を図りながら成果を確認する項目を進捗確認項目と定め、検証を行い公表することとしています。

<目標 1：自転車を活用した地域の観光魅力づくり>

【進捗確認項目】

- 太平洋岸自転車道における環境整備状況：矢羽根^{やぼね}の整備延長 193.4km
 - ※令和 2 年度に計画延長 193.4 km (県管理道路分) 整備完了済
 - ※計画延長に加えて令和 4 年度は伊勢市内の矢羽根の追加を実施 (県道伊勢南島線、県道伊勢二見線、施工延長 5.4km)
- シェアサイクルの導入数：5 件 (累計)
 - ※津市、熊野市観光公社、伊勢市内の民間事業者 2 か所、菰野町観光協会



矢羽根

<目標 2：サイクルスポーツの普及と自転車を活用した健康づくり>

【進捗確認項目】

- 「ツアー・オブ・ジャパンいなベストージ」や「TOUR de 熊野」の観戦者数
 - ・「ツアー・オブ・ジャパンいなベストージ」：実績なし
 - ・「TOUR de 熊野」の観戦者数：3,000 人
- 県民の自転車利用状況、通勤時の利用状況：利用率 40.4%、自転車通勤 17.6%
 - ※e-モニターアンケート結果 (令和 4 年 5 月～6 月)

<目標 3：自転車を安全に安心して利用できるまちづくり>

【進捗確認項目】

- 自転車関連事故死者数：令和 4 年 8 人
- 交通安全教室等の交通安全に関する周知啓発の実施状況：205 回 21,204 人
- 市町の自転車ネットワーク計画を含む自転車活用推進計画の策定数：策定なし

2 三重県自転車活用推進計画の改定

計画期間が令和6年3月末で終了することから、計画を改定します。

改定にあたっては、現行計画で掲げた目的や3つの目標を踏襲しつつ、令和5年4月施行の道路交通法の一部改正による自転車乗車時のヘルメットの着用努力義務化などの環境変化をふまえ、計画の内容や目標項目について見直しを行います。

(1) 主な課題

- 太平洋岸自転車道の通行空間や受入環境、情報発信等に努める必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったイベントの再開にあたり、情報発信に努める必要があります。
- 自ら健康づくりに積極的に取り組む方だけでなく、健康に関心の薄い無関心層など、幅広い方に対してアプローチを行う必要があります。
- 道路交通法の一部改正により努力義務化された自転車乗車時のヘルメット着用について、県民の皆様への周知啓発の必要があります。

(2) 基本的な考え方

計画の改定にあたっては、以下の構成で検討を進めます。（詳細は別紙参照）

- ①背景と目的、計画期間、計画の位置づけ等
- ②三重県の自転車活用推進の現状と課題
- ③計画の目的、目標および実施すべき施策、講ずべき措置

【目的】

県民も来訪者も自転車を安全で快適に利用できる環境づくり

【目標】

- 目標1 自転車を活用した地域の観光魅力づくり
- 目標2 サイクルスポーツの普及と自転車を活用した健康づくり
- 目標3 自転車を安全に安心して利用できる環境整備

- ④計画の推進体制

(3) 今後のスケジュール

改定にあたっては、県議会や市町、関係団体、有識者等のご意見をふまえ、年度内の改定をめざして、以下のスケジュールで進めていきます。

令和5年	10月～11月	自転車関係団体等ヒアリングの実施
	12月	常任委員会で中間案を説明 → パブリックコメント
令和6年	2月頃	三重県自転車活用推進協議会で最終案の協議
	3月中旬	常任委員会で最終案を説明
	3月下旬	計画の改定

1. 経緯

- ・「自転車活用推進法」が2017年5月1日に施行され、都道府県の計画作成が努力義務化。
- ・県では令和2年3月に「三重県自転車活用推進計画」（計画期間：令和2年度～令和5年度）を策定。
- ・令和5年4月1日施行の道路交通法の一部改正による自転車乗車時のヘルメットの着用の努力義務化などの環境変化をふまえ「三重県自転車活用推進計画」を改定。

2. 推進計画の主な課題

- ・太平洋岸自転車道の通行空間や受入環境、情報発信等に努める必要がある。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったイベントの再開にあたり情報発信に努める必要がある。
- ・自ら健康づくりに積極的に取り組む方だけでなく、健康に関心の薄い無関心層など、幅広い方に対してアプローチを行う必要がある。
- ・道路交通法の一部改正により努力義務化された自転車乗車時のヘルメット着用について、県民に周知啓発する必要がある。

3. 計画の構成

- ①背景と目的、計画期間、計画の位置づけ 等
- ②三重県の自転車活用推進の現状と課題
- ③計画の目的、目標および実施すべき施策、講ずべき措置
- ④計画の推進体制

三重県自転車活用推進計画の改定における基本的な考え方

4. 目的

県民も来訪者も自転車を安全で快適に利用できる環境づくり

5. 目標及び具体的な施策

計画の目標

目標1. 自転車を活用した地域の観光魅力づくり

目標2. サイクルスポーツの普及と自転車を活用した健康づくり

目標3. 自転車を安全に安心して利用できる環境整備

具体的な施策

- ・太平洋岸自転車道等の魅力的なサイクリング環境の創出
- ・公共交通機関との連携

- ・自転車を含む運動・スポーツの普及促進
- ・将来の本県の競技スポーツを担うアスリートを発掘及び育成
- ・自転車を活用した健康づくりの啓発や「三重とこわか健康マイレージ事業」の推進

- ・自転車通行空間の整備
- ・自転車を含む交通安全教育の推進
- ・4月から全年齢が努力義務となったヘルメット着用を含めた自転車の安全利用の促進

4 移住促進の取組について

移住の促進については、本県の移住相談の総合窓口である「ええとこやんか三重 移住相談センター(東京・有楽町)」を中心に、オンラインも積極的に活用しながら、移住相談者のニーズに応じたきめ細かな対応を行っています。また、移住・交流ポータルサイトや県が持つ広報番組等を活用し、県内全市町の移住関連情報の発信を行っているほか、全国移住フェアへの出展、他県との広域連携によるプロモーション等を実施しています。

1 今年度の取組状況

(1) 令和5年8月末時点の移住者数、相談者数について

- ・ 県および市町の施策を利用した県外からの移住者数 178人(前年同期152人)
- ・ 移住相談件数 660件(前年同期588件)

(2) 関西圏・中京圏に向けた情報発信のさらなる充実

本県への移住実績が多い、関西圏・中京圏からのさらなる移住者増加に向け、マスメディア等を活用した三重の暮らしの魅力発信や、移住希望者に訴求効果が高いテーマによる県独自の移住フェアの実施など、総合的・戦略的に取り組んでいます。

・ 交通広告

[中京圏] 名古屋市営地下鉄全線 8月18日(金)～24日(木)

[関西圏] OsakaMetro 梅田駅(予定) 10月頃

・ フリーペーパー

[中京圏] 「リビング新聞」名古屋版、「あんふあん」(幼稚園(363園)に配布) 東海版

[関西圏] 「リビング新聞」阪神版・北摂版、「あんふあん」(幼稚園(621園)に配布) 関西版

・ 県独自の移住フェア

[中京圏] 8月27日(日) JPタワーNAGOYA(名古屋市)
13市町参加 テーマ:子育て
参加者:71組95人

[関西圏] 11月12日(日) OMMビル(大阪市)
15市町参加予定 テーマ:しごと



三重県移住フェア(名古屋)の様子

(3) 新たな情報発信・交流の場づくり ～Facebookグループ「日々三重(ひびみえ)」～

移住希望者が県内地域のさまざまな情報を気軽に収集したり、その情報をきっかけに、地域の方々と継続的に交流できるよう、情報発信・交流の場である「日々三重」を9月から開始しました。地域からの情報発信や移住希望者との交流イベントを実施しながら、移住の実現につなげていきます。

・ 交流イベント(三重の暮らし体験会)

令和5年10月14日(土)、15日(日) 南伊勢町

11月25日(土)、26日(日) 鳥羽市・津市

12月9日(土)、10日(日) 名張市

令和6年1月13日(土)、14日(日) 伊勢市・志摩市

2月10日(土)、11日(日) 尾鷲市・熊野市

(4) 三重との継続的なつながりの創出 ～DISCOVER LOCAL MIE～

人口還流という視点から、進学や就職を機に三重県を離れた方やゆかりのある方等を対象として、対面とオンライン配信により、三重の魅力を伝える講座を8月に実施しました。また、9月には、松阪市をフィールドとして、魅力的な地域づくりに取り組んでいる方々との交流会を実施し、三重の地域の魅力を再発見していただきました。



大阪市内での講座の様子

- ・ 講座：8月26日（土）大阪市内
98人参加（対面13人 オンライン85人）
- ・ 交流会：9月23日（土）松阪市内（飯高地域及び市街地）
8人参加

(5) 移住者を受け入れる態勢の充実

昨年度に引き続き、移住者と地域をつなぐ人を育成する講座を、10名の方にご参加いただき、9月から実施しています。県内各地域のフィールドにおいて、地域のキーパーソンから移住者のサポートに役立つ知識等を、全6回の連続講座により学んでいただきます。

また、市町や関係部局との連携を強化するため、担当者会議や研修会の開催により、移住希望者のニーズや先進取組事例、有効な情報発信の手法等を共有し、県内全域に横展開することで、移住者を受け入れる態勢の充実を図っています。

- ・ 移住者と地域をつなぐ人づくり講座 ～Local School Field Mie 2nd～
 - 令和5年9月16日（土）キックオフ会（オンライン）
 - 10月21日（土）フィールドワーク in 尾鷲
 - 12月2日（土）フィールドワーク in 鳥羽・志摩
 - 12月16日（土）フィールドワーク in 木曾岬
 - 令和6年1月20日（土）フィールドワーク in いなべ
 - 2月17日（土）まとめセミナー in 松阪

2 今後の取組

引き続き、相談会、セミナーのさらなる充実に加え、県独自の移住フェア(11月12日大阪市内)やマスメディアの活用により、三重の暮らしの魅力に関する総合的・戦略的な情報発信に取り組みます。

また、移住希望者に向けた情報発信・交流の場である「日々三重」における移住希望者と地域をつなぐ取組により、三重との継続的なつながりをつくり、移住につなげていきます。

さらに、移住者と地域をつなぐ人の育成や、市町・県地域機関担当者との会議、庁内の関係課長会議等を通じて、市町及び人口減少対策課をはじめとする庁内関係課との連携を図り、受入れ側の態勢充実に取り組みます。

令和5年度 4月から8月末までの移住者、相談者の状況

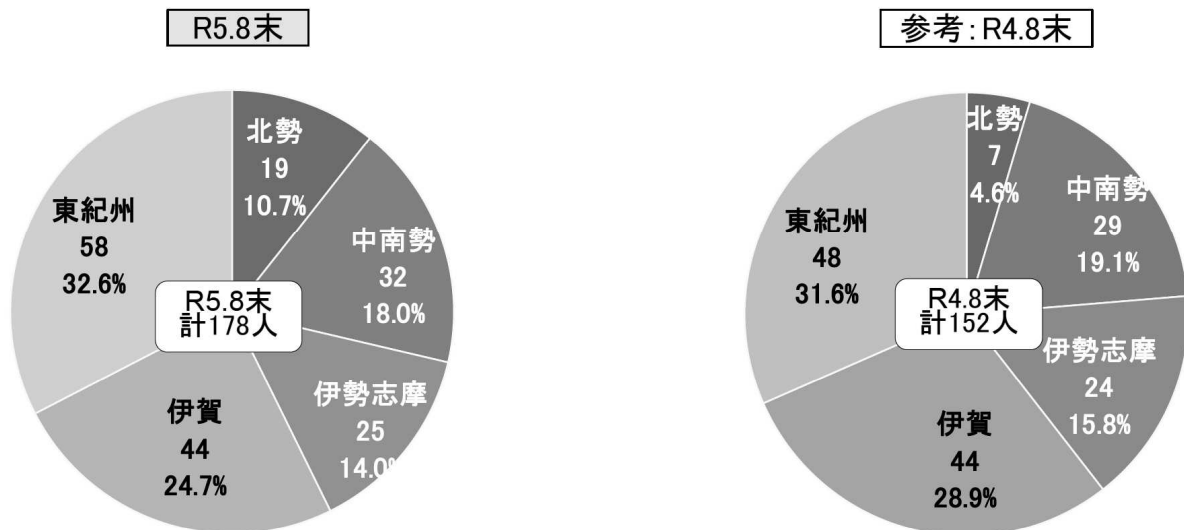
1 県および市町の施策を利用した県外からの移住者 移住者数 178人

県および市町の施策を利用した状況

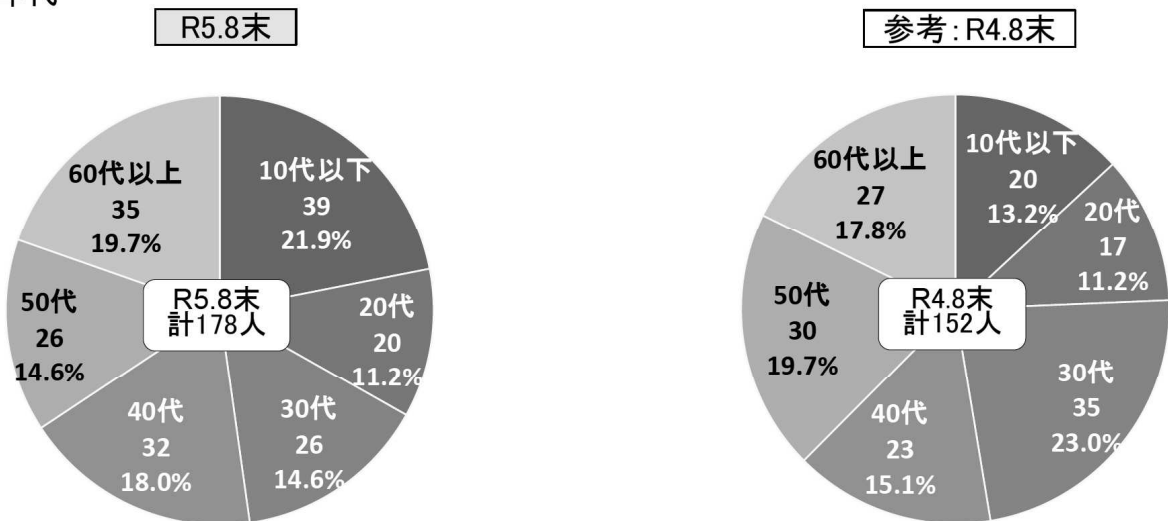
		R5.8末		参考(R4.8末)	
項目		移住者数	割合	移住者数	割合
内訳	市町の補助・助成制度利用	66人	37.1%	37人	24.3%
	空き家バンク	57人	32.0%	66人	43.4%
	市町移住相談窓口利用	44人	24.7%	32人	21.1%
	地域おこし協力隊(任期終了)	6人	3.4%	2人	1.3%
	その他各市町施策	4人	2.2%	4人	2.6%
	県施策	1人	0.6%	11人	7.2%
合計		178人	-	152人	-

※県施策と空き家バンク等市町施策を重複利用している場合は、市町施策に分類しています。

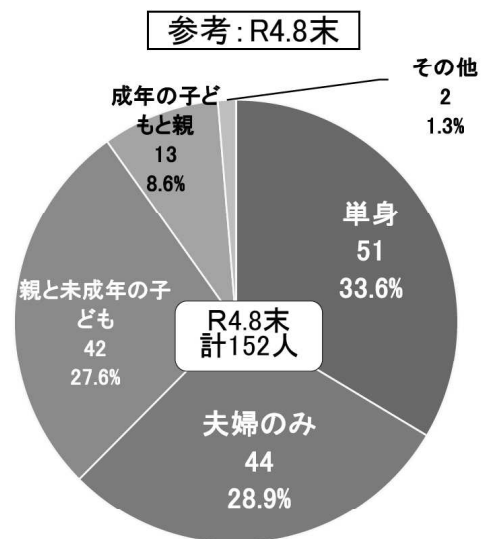
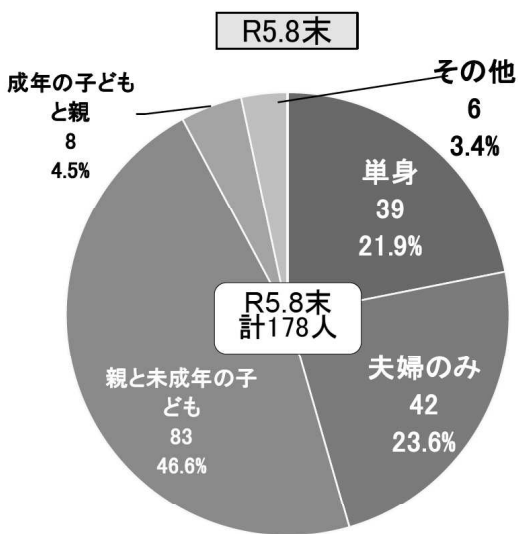
(1) 移住先の地域



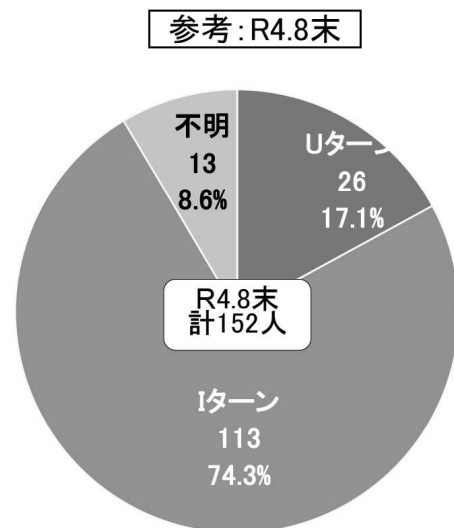
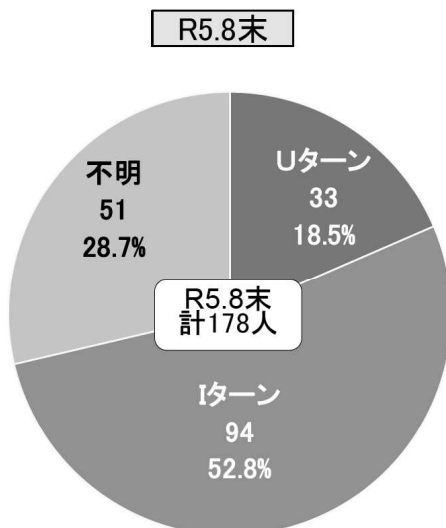
(2) 年代



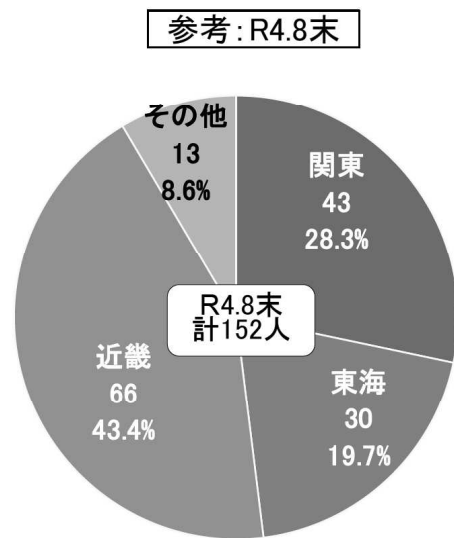
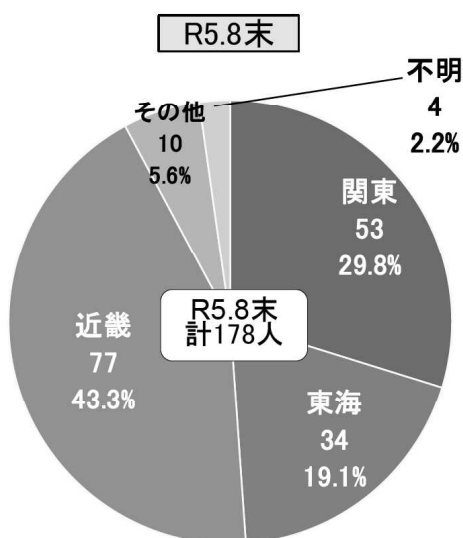
(3) 家族構成



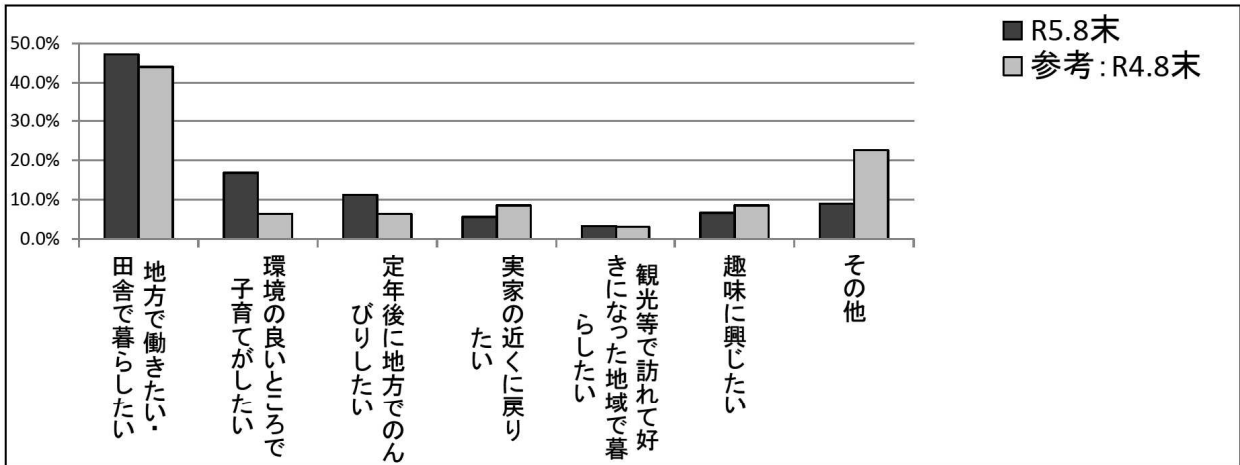
(4) Uターン/Iターン



(5) 移住前の地域

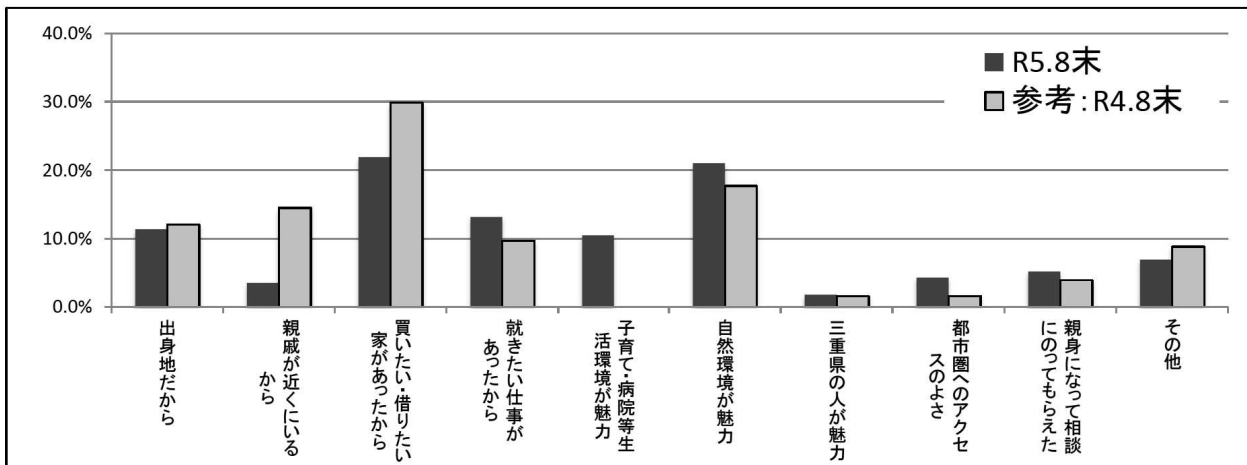


(6) 移住のきっかけ(複数回答有延べ R5.8末:89件、R4.8末:93件)



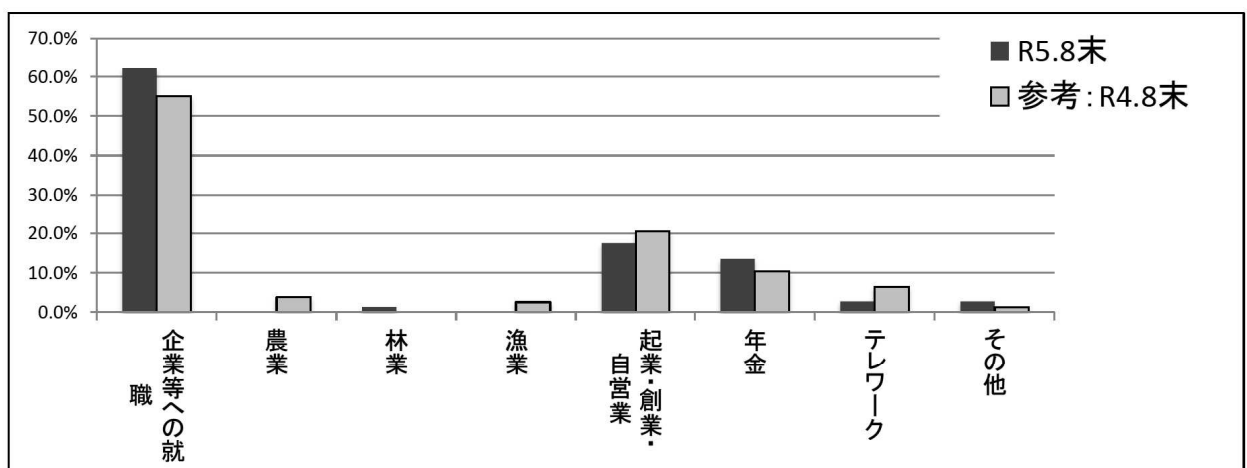
R5.8末	47.2%	16.9%	11.2%	5.6%	3.4%	6.7%	9.0%
R4.8末	44.1%	6.5%	6.5%	8.6%	3.2%	8.6%	22.6%

(7) 三重県に決めた理由(複数回答有延べ R5.8末:114件、R4.8末:124件)



R5.8末	11.4%	3.5%	21.9%	13.2%	10.5%	21.1%	1.8%	4.4%	5.3%	7.0%
R4.8末	12.1%	14.5%	29.8%	9.7%	0.0%	17.7%	1.6%	1.6%	4.0%	8.9%

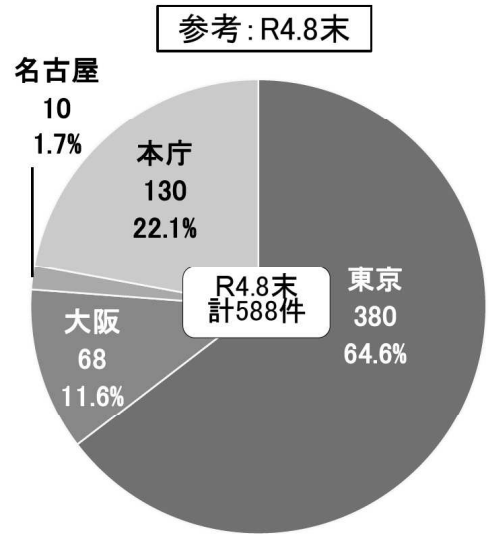
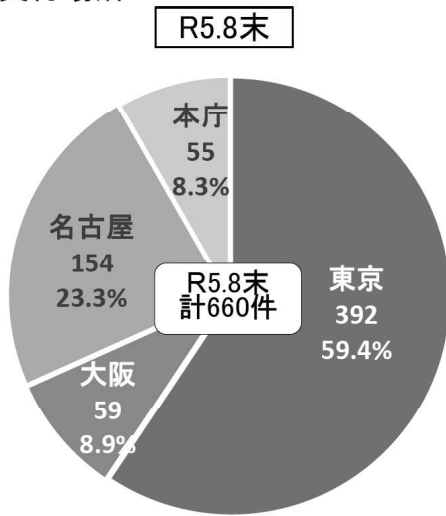
(8) 移住後の生活基盤(複数回答有延べ R5.8末:74件、R4.8末:78件)



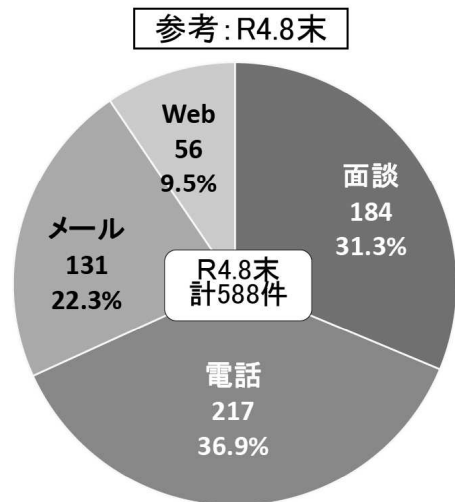
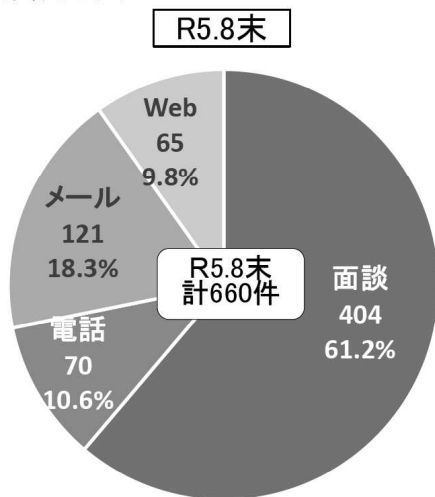
R5.8末	62.2%	0.0%	1.4%	0.0%	17.6%	13.5%	2.7%	2.7%
R4.8末	55.1%	3.8%	0.0%	2.6%	20.5%	10.3%	6.4%	1.3%

2. 相談件数の状況
相談件数 660件

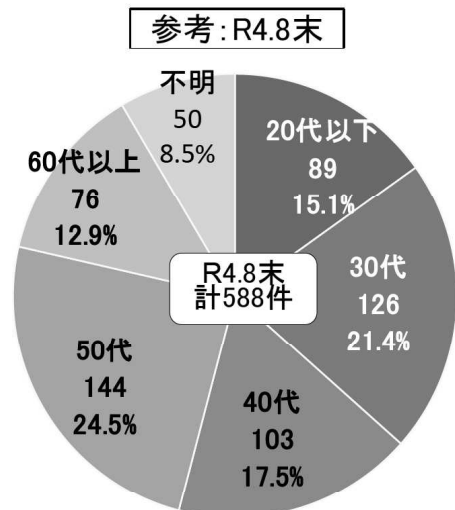
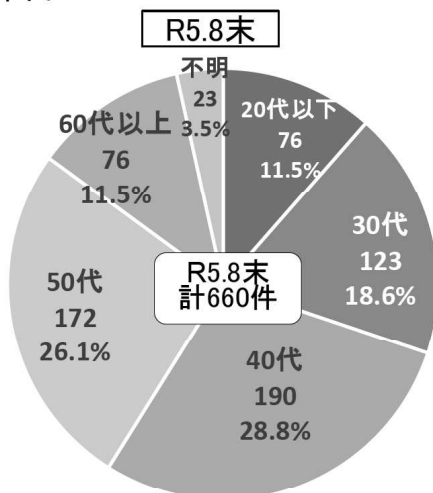
(1) 受付場所



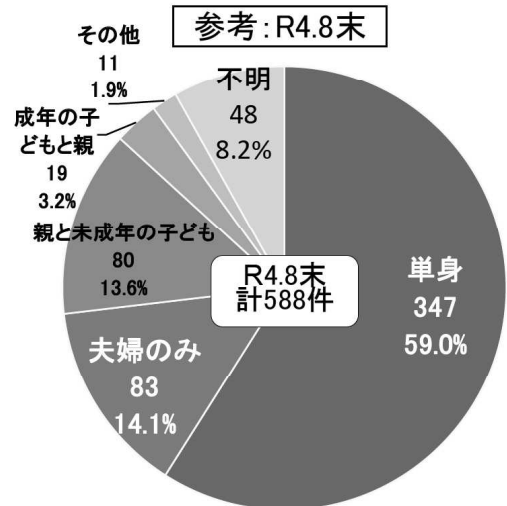
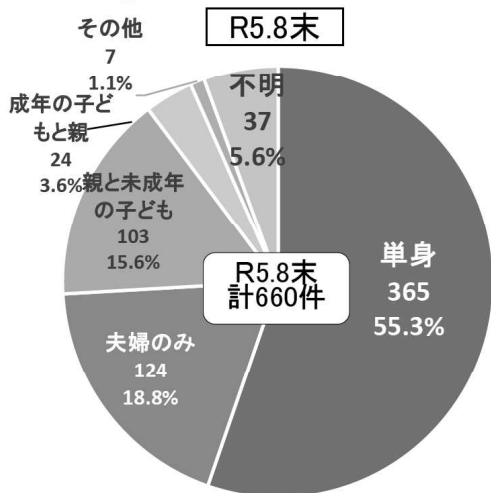
(2) 相談方法



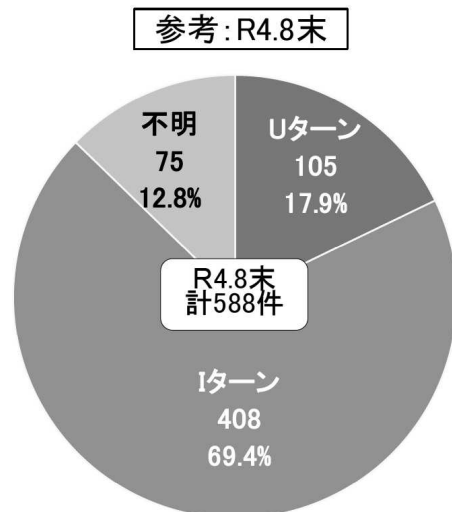
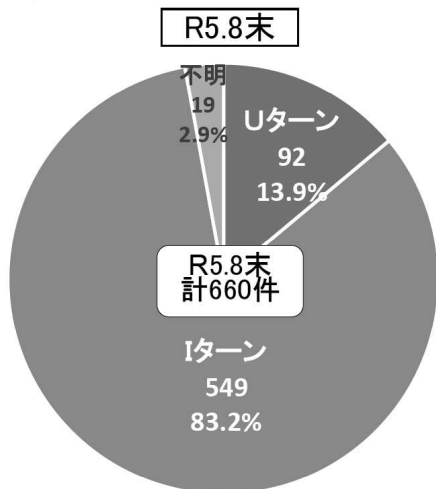
(3) 年代



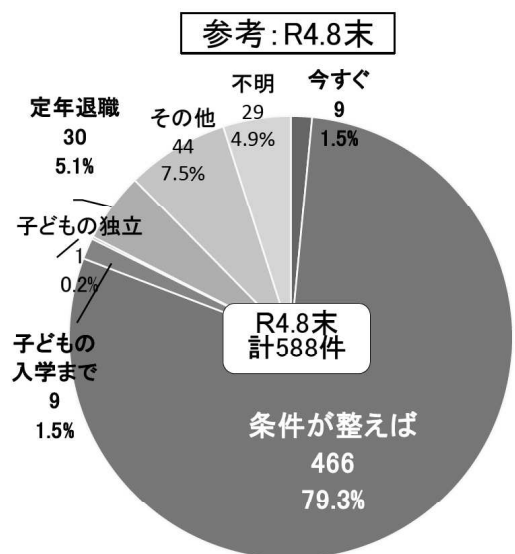
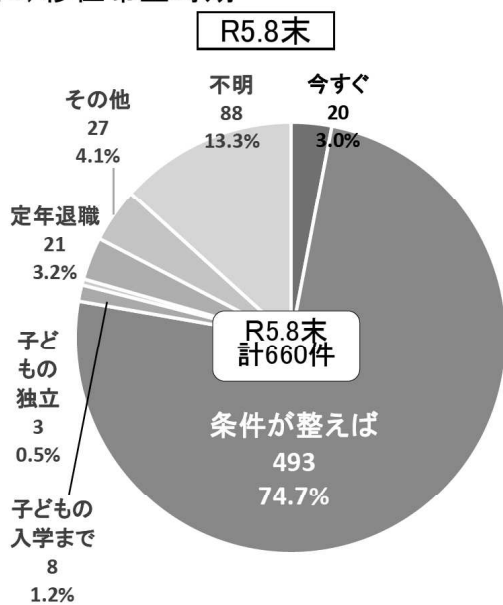
(4) 家族構成



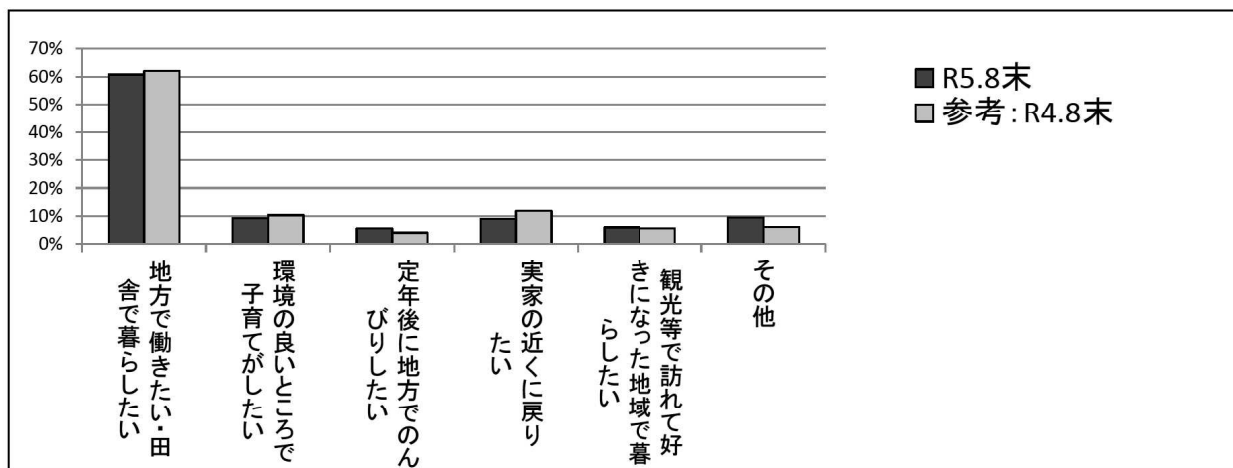
(5) Uターン/Iターン



(6) 移住希望時期

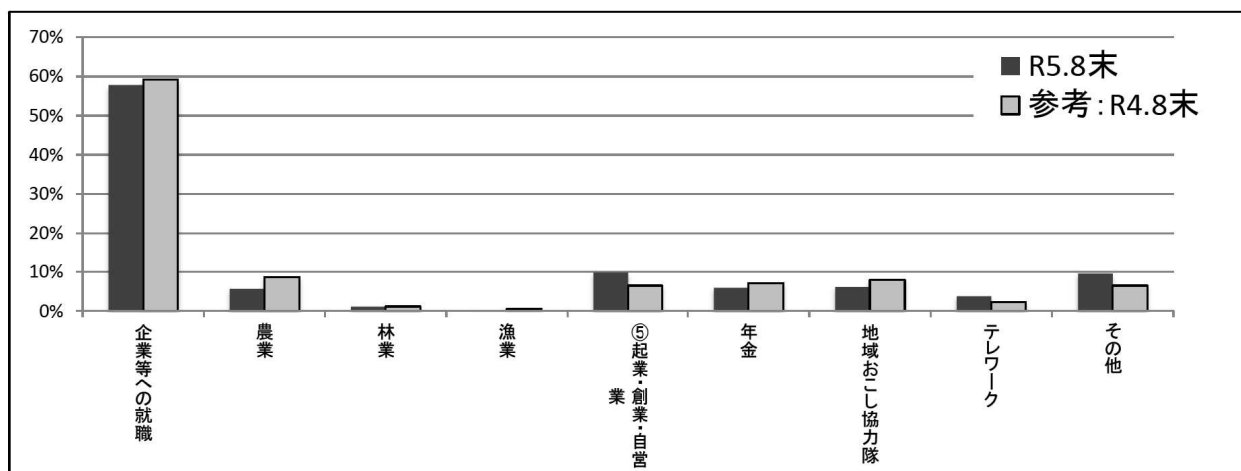


(7) 相談のきっかけ(複数回答有延べ R5.8末:760 件、R4.8末:658 件)



R5.8末	60.8%	9.2%	5.7%	8.9%	6.0%	9.4%
R4.8末	62.0%	10.3%	4.0%	12.0%	5.6%	6.1%

(8) 移住先での生活基盤(複数回答有延べ R5.8末:815 件、R4.8末:735 件)



R5.8末	57.8%	5.6%	1.1%	0.2%	9.8%	5.9%	6.1%	3.8%	9.6%
R4.8末	59.2%	8.7%	1.2%	0.5%	6.5%	7.1%	8.0%	2.2%	6.5%

(所管事項)

5 南部地域の振興に向けた取組について

1 南部地域振興プラン（仮称）中間案について

南部地域の振興に係るこれまでの取組の検証や各種データの分析、南部地域各市町からの意見聴き取り、先進地調査、有識者による策定検討懇話会及び庁内での議論等を踏まえ、中間案をとりまとめました。

中間案では、南部地域の振興に向けた3つの取組方向を掲げ、それぞれで注力する取組等を記載しています。

(1) 南部地域振興の3つの取組方向

①若者の定着・人口の還流に向けて

若者が住み続けたいと思える地域づくりを進めるとともに、やむを得ず地域外に転出した後も地域との関係性を継続させることのできる取組を進めます。

また、南部地域に戻りたい、移住したいという希望がかなうよう支援します。

- 若者が「住み続けたい」と思える地域づくり、地域への愛着・誇りの醸成
- 若者をはじめ、人びとが「戻りたい」「移住したい」と感じる地域づくり、地域との関係性の継続

②地域産業の活力向上に向けて

南部地域における主要な産業である「農林水産業」や「観光業」を中心に産業振興を進めるとともに、南部地域ならではの新たな働き方（副業、起業等）の創出を進めます。

- 南部地域における「農林水産業」の振興
- 南部地域特有の資源を活かした「観光関連産業」の振興
- 南部地域における新たな働き方・働く場の創出

③賑わいのある南部地域に向けて

人口が一定減少していくことを前提に、豊かに元気に暮らす人びとを増やす取組を進めます。

また、地域外とのつながり（関係人口）の深化、拡大により地域活力の維持・向上を進め、南部地域らしい「賑わい」を創出します。

- 南部地域に賑わいをもたらす「人の流れ」の創出
- 南部地域を内外から支える人づくり（人材育成とネットワーク化、関係人口の深化・拡大）

(2) 今後のスケジュール

10月16日（月）までパブリックコメントを実施するとともに、あらためて市町からの意見聴き取りや有識者による懇話会、庁内での議論を重ねたうえで、常任委員会への案の提示を行いながら、今年度中にプランを策定する予定です。

2 熊野古道協働会議 分科会「持続可能な保全体制づくり」について

熊野古道の関係者が一堂に会し、意見交換等を行う場である「熊野古道協働会議」（以下、「協働会議」。東紀州振興課が事務局）において、令和4年度から分科会を立ち上げ、「持続可能な保全体制づくり」について対応方法を検討しています。

〈分科会の目的〉：

協働会議の枠組みを通じて、保全団体や民間企業、市町等と連携し、熊野古道伊勢路全域で持続可能な保全体制の構築をめざします。

〈分科会メンバー〉

熊野古道伊勢路各峠保存会の代表、市町の文化財保護担当課（伊勢路沿道10市町）、東紀州地域振興公社、三重県（教育委員会社会教育・文化財保護課、南部地域振興局、紀南地域活性化局、紀北地域活性化局）を中心に、伊勢路に関心がある方が参加しています。

○令和5年度第1回分科会の概要

①日 時：令和5年8月9日（水）15時～17時

②場 所：熊野古道センター 小ホール

③意見交換の概要：

ア 伊勢路全体の保全を統括する組織について

- ・市町ごとに保全に対する取組や考え方が違うため、組織化には、保全団体だけでなく市町行政も入って進めたほうがよいのではないかと。
- ・町内の4つの保全団体で連合会を発足した紀北町の先行事例に学び、連合会をつくっていききたい。

イ 担い手確保・資金確保について

- ・普段の清掃の範疇を超えた道普請（参詣道の維持・修復）や橋の架け替え等をする場合は、通常資金では不足するので予算上の支援をお願いしたい。
- ・地域おこし協力隊のミッションとして熊野古道の保全に取り組んでいる事例はあまり聞いたことが無い。今後、地域おこし協力隊の受入れや地域外の方の活用などを考えてはどうか。
- ・報道機関に広報するなど、企業のボランティア活動の成果を対外的にアピールすればどうか。



〈分科会の様子〉

3 熊野古道伊勢路のPR活動について

(1) 夏山フェスタへの出展

登山用品メーカーや自治体など約 50 団体が参加する山岳関連総合イベント「夏山フェスタ」が名古屋市で開催され、『世界遺産「熊野古道伊勢路」』ブースを出展し、語り部らとともに伊勢路のPRを行いました。

- ①日 時：令和5年6月3日（土）、4日（日）
- ②場 所：ウインクあいち（愛知県産業労働センター（名古屋市中村区））
- ③出 展 数：52 団体
- ④来場者数：5,165 名
- ⑤内 容：熊野古道語り部友の会、東紀州地域振興公社、三重県による伊勢路のPR、伊勢路ジオラマ展示、パンフレット等の配布。
- ⑥ブース来場者の様子：
 - ・交通アクセスや、歩くコースに関する質問が多かった。
 - ・伊勢路の踏破者から未経験者まで幅広く来場され、高い関心を示していた。
 - ・伊勢路全域を俯瞰して見ることができ位置関係や高低がわかりやすいため、ジオラマ展示に興味を示す方が多く、語り部がジオラマを利用して説明する場面が多くみられた。



〈語り部による説明〉



〈伊勢路のジオラマ〉

(2) JR東海 特急「南紀」新型車両出発式における熊野古道伊勢路のPR

7月1日（土）にJR名古屋駅において、特急南紀新型車両HC85系の「出発式」が行われ、知事が出席し熊野古道世界遺産登録20周年をPRしたほか、観光部と連携して、名古屋駅中央コンコースにおいて、熊野古道伊勢路のポスター掲示や、巡礼装束の展示を行うなど、東紀州地域の観光PRを行いました。

- ①日 時：令和5年7月1日（土）、2日（日）
- ②場 所：JR東海 名古屋駅中央コンコース
- ③内 容：熊野古道伊勢路ジオラマ展示、巡礼装束の展示、東紀州地域観光動画の放映、チラシ、パンフレット等配布
- ④ブース来場者の様子：
 - ・伊勢路のジオラマ展示に興味、関心を示す方が多く、また、子どもにも人気があった。
 - ・古道を歩いた経験者や、古道を歩いてみたいという方が多く来場され、『熊野古道伊勢路図絵』（閲覧用）の配布を希望する方が多数みえた。



〈出発式〉



〈中央コンコースでのPR〉

4 熊野古道世界遺産登録20周年に向けた実施体制について

令和6年度の世界遺産登録20周年事業の実施に向けて、令和5年11月をめぐりに実行委員会を設立し、準備を進めていきます。

○実施体制（案）

ア 名称：熊野古道世界遺産登録20周年事業実行委員会

イ 構成団体：行政機関、交通事業者、観光団体、商工団体、保全団体等

ウ 協賛会員：20周年の趣旨に賛同し、関連イベントの実施や広報等を行っていただける企業・団体等を募集します。

現状と課題

- (人口・若者の定住率)
- 人口減少幅が県平均より大きく、若者の転出もより多い（いずれも約2.5倍以上）
 - ※人口減少率10%以上の3町は全て南部地域
 - 高等教育機関が2校しかなく、進学時に地域を離れざるを得ない

- (産業構造・地域資源)
- 事業所数は県全体の約20%、1人あたりの所得金額も約290万と約10%強低い
 - 第1次産業従事者割合は県全体の2倍
 - 第3次産業従事者の割合は県全体よりも高い（約10%弱）
 - 国内随一の豊かな自然と食
 - 令和6年に熊野古道世界遺産登録20周年を迎える

- (新たな時代潮流・地域の担い手不足)
- 若い世代を中心に地方での暮らしや地域との関わりを望む割合の増加
 - 地域おこし協力隊の約7割が30代以下
 - ゼロカーボンシティ宣言等の取組の進行
 - コミュニティ活動を進める担い手の不足と地域のイベント継続の危機

南部地域の人口推移と推計

	H27.10.1	R2.10.1	増減率(%)	R27推計
県計	1,815,865	1,770,254	-2.5	1,430,804
南部計	324,247	301,928	-6.9	200,475
伊勢市	127,817	122,765	-4.0	100,547
尾鷲市	18,009	16,252	-9.8	7,496
鳥羽市	19,448	17,525	-9.9	8,572
熊野市	17,322	15,965	-7.8	7,652
志摩市	50,341	46,057	-8.5	24,848
大台町	9,557	8,668	-9.3	4,939
玉城町	15,431	15,041	-2.5	14,148
度会町	8,309	7,847	-5.6	5,236
大紀町	8,939	7,815	-12.6	3,796
南伊勢町	12,788	10,989	-14.1	3,892
紀北町	16,338	14,604	-10.6	7,783
御浜町	8,741	8,079	-7.6	4,964
紀宝町	11,207	10,321	-7.9	6,602

取組方向

(南部地域の振興に重要な3つの視点)

1. 若者の定着・人口の還流に向けて

- ◆ 若者が「住みたい」と思える地域づくり、地域への愛着・誇りの醸成
- ◆ 若者をはじめ、人びとが「戻りたい」「移住したい」と感じる地域づくり、地域との関係性の継続

【大切にしたい視点】

- ✓ 「人口の還流」の視点
- ✓ 地域のこと好きであることと住みたい、戻りたいと思う気持ちの相関関係

2. 地域産業の活力向上に向けて

- ◆ 南部地域における「農林水産業」の振興
- ◆ 南部地域特有の資源を活かした「観光関連産業」の振興
- ◆ 南部地域における新たな働き方（副業・兼業等）・働く場の創出

【大切にしたい視点】

- ✓ 第1次産業と観光業との密接な関係性
- ✓ DXの進展

3. 「賑わい」のある南部地域に向けて

- ◆ 南部地域に賑わいをもたらす「人の流れ」の創出
- ◆ 南部地域を内外から支える人づくり（地域内の人材育成と関係人口の深化・拡大）

【大切にしたい視点】

- ✓ 人口減少を前提とした賑わいづくり（コンパクトで生活しやすいまちづくりの検討を含む）

関連する取組

- ・ 住民の安全・安心へつながる防災・減災対策
- ・ 社会経済活動の基盤となる道路等インフラ整備
- ・ 医療・福祉の充実
- ・ 教育の推進
- ・ スポーツの推進

【めざす姿】（みえ元気プラン）

南部地域に幸福感を持っていきいきと暮らす人びとが増え、地域外の人びとが南部地域に一層の魅力を感じ、地域の外からさらに活力が注入される好循環

注力する取組方向等

(1) 若者が「住みたい」と思える地域づくり、地域への愛着・誇りの醸成

- ◆ 地域を「知る」「気づく」からの愛着の醸成 ◆ 郷土教育の推進
- ◆ 若者同士の出会いの場創出、少子化対策・子育て支援

(2) 若者をはじめ、人びとが「戻りたい」「移住したい」と感じる地域づくり、地域との関係性の継続

- ◆ 生き活きと働き、暮らしている若者等のロールモデル発信、交流
- ◆ チャレンジ・再チャレンジを応援（成長できる環境づくり）
- ◆ 移住の促進（希望者と地域の交流、受入環境づくり等）

- ・ 就労支援、道路、交通、医療、教育、防災対策等の生活基盤確保
- ・ 起業・事業承継支援

(1) 南部地域における「農林水産業」の振興

- ◆ 水産資源の維持・増大、養殖業の競争力強化、伝統ある海女漁業や真珠養殖の振興・魅力発信等
- ◆ 農林水産物のさらなるブランド化、国内外への販売促進
- ◆ 木材関連企業の誘致、林業生産性向上 ◆ 担い手の確保・育成

(2) 南部地域特有の資源を活かした「観光関連産業」の振興

- ◆ 伊勢志摩地域をはじめとした南部地域の観光関連産業の振興
- ◆ 東紀州地域への観光誘客強化（熊野古道受入インフラ整備、三県連携等）
- ◆ アウトドアスポーツでの誘客 ◆ 農泊の促進

(3) 南部地域における新たな働き方・働く場の創出

- ◆ 副業や兼業を合わせた多様で柔軟な働き方（南部モデル）確立
- ◆ 二地域居住・ワーケーションの促進 ◆ 中小企業等の再投資促進
- ◆ 地域資源活用や課題解決型のビジネス創出

(1) 南部地域に賑わいをもたらす「人の流れ」の創出

- ◆ 地域の人びとによる地域資源活用の活動及びネットワーク化を支援
- ◆ 祭り等の維持・活性化に向け、地域外との連携を強化
- ◆ 挑戦、変革の取組をサポート（応援する地域文化の醸成、スモールビジネス創出の促進）

(2) 南部地域を内外から支える人づくり

- ◆ 地域の「賑わい」創出に取り組む人材の育成（情報提供、学習機会の提供、ネットワーク化、地域外との交流促進等）
- ◆ 「関係人口」の創出・深化（ふるさと納税等のツールも活用）
- ◆ 「企業版」関係人口の創出（企業による南部地域の応援）

「南部地域活性化基金」を活用し、注力する取組方向に沿った市町の取組を支援するとともに、新たに、県各部署においても南部地域の振興に向けた事業展開がなされるよう連携を強化

(所管事項)

6 三重交通G スポーツの杜 伊勢等に係る指定管理候補者の選定 過程の状況について

1 現状

スポーツ推進局が所管する三重交通G スポーツの杜 鈴鹿（鈴鹿スポーツガーデン）、三重交通G スポーツの杜 伊勢（総合競技場）、ドリームオーシャンスタジアム（松阪野球場）及びライフル射撃場の4施設については、現在の指定期間が令和6年3月31日までとなっているため、次期指定期間（令和6年度～令和10年度）の指定管理候補者の選定にかかる手続きを進めています。

なお、三重交通G スポーツの杜 鈴鹿と三重交通G スポーツの杜 伊勢については、各競技団体が行う競技大会等に関し、相互に調整を行ったうえで運営を行っていることから、両施設を一体的に管理することとし、指定管理者1者の募集をしています。

2 選定委員会

指定管理候補者の選定にあたり、選定過程や手続きの透明性・公正性を高めるため、有識者等で構成する「三重県営総合競技場等指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」を設置しています。

(1) 委員

選定委員会は、男女比などを考慮しつつ、学識経験者、公認会計士、競技スポーツ関係者、地域スポーツ関係者、施設利用者代表による5名の民間委員で構成しています。

役職	氏名	所属
委員長	青木 雅生	三重大学リカレント教育センター教授 (学識経験者)
委員長代理	岡部 佳奈	岡部佳奈公認会計士事務所 (公認会計士)
委員	井村 久美子	株式会社イムラアスリートアカデミー (競技スポーツ関係者)
委員	山口 貴史	公益財団法人伊賀市文化都市協会 (地域スポーツ関係者)
委員	山川 和之	公募 (施設利用者代表)

(2) 開催状況

6月27日(火)に第1回選定委員会を公開で開催し、選定の方法、審査基準及び配点について審議しました。第2回以降の選定委員会については、事業計画書等の審査となり、法人情報等が含まれることや、ヒアリング又は選考審査における自由な意思形成を妨げるおそれがあることから、非公開とします。

なお、9月に予定していた書面審査については、各施設とも1団体ずつの申請であったため、実施しませんでした。

3 申請状況

(1) 申請スケジュール

7月21日(金)～7月31日(月)	募集要項の配布
8月3日(木)、8月8日(火)	現地説明会(参加団体数:各日2団体)
9月4日(月)～9月8日(金)	申請受付

(2) 申請者

申請を受け付けたところ、次のとおり申請がありました。

施設名	申請者
三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 及び 三重交通G スポーツの杜 伊勢	三重県スポーツ協会グループ (構成員) 公益財団法人三重県スポーツ協会 株式会社ジャパンスポーツ運営
ドリームオーシャンスタジアム	公益財団法人三重県スポーツ協会
ライフル射撃場	三重県ライフル射撃協会

4 今後の予定

選定委員会において、10月18日(水)にヒアリング審査を、10月26日(木)に総合審査を実施します。

選定委員会の審査結果をふまえ、指定管理候補者を決定し、11月定例会月会議において指定議案を提出する予定です。

令和5年 10月18日(水)	第2回選定委員会(ヒアリング審査)
10月26日(木)	第3回選定委員会(総合審査)
11月	指定管理候補者の決定 令和5年11月定例会月会議において指定管理者 指定議案を提出
令和6年 3月	新しい指定管理者と協定を締結
4月1日(月)	新しい指定管理者による施設管理を開始

三重交通G スポーツの杜 鈴鹿及び三重交通G スポーツの杜 伊勢 指定管理者審査基準・採点表

審査項目		審査基準	配点	加重比率	得点	項目計	
1 県施策との整合	(A) 管理運営方針に関する事項	管理運営の基本方針が県の施策と合致しているか	5	2	10	55	
		県の施策実現に貢献する方策が示されているか	5	2	10		
		a 管理運営の総合的な基本方針 施設の特性や業務内容を理解しているか、管理を総合的かつ適切に行えるか	5	2	10		
		社会的弱者等への配慮等、公平・公正な利用について考慮しているか	5	2	10		
		指定管理者としての意欲や熱意、責任が感じられるか	5	1	5		
	b 成果目標と自己評価	施設運営の成果目標が適切に設定されているか、自己評価の体制及び基準は確立されているか	5	1	5		
c 企業(団体)の社会的責任	企業(団体)倫理、コンプライアンス(法令遵守)、環境管理(グリーン購入や省エネ等環境負荷軽減に関する取組)への対応は適切か	5	1	5			
小計			55				
2 施設等の効用の最大限の発揮と県民サービスの向上	(B) 運営業務に関する事項	a 利用料金の設定、收受方法、減免等	利用者サービス向上や利用者増加につながる料金設定を考えているか、減免の考え方は適当か、公益上必要と認められるか	5	1	5	90
		b 利用時間・休館日	利用者の利便性を考慮したものであるか	5	1	5	
		c 貸館業務の手続き	利用の申込から許可までの一連の手続方法をどう計画しているか、利用者にとって簡便な手続きか	5	1	5	
		d 主催事業(指導者講習会を含む)	施設の設置目的、方針等と整合性があるか、具体的なアイデアや工夫があるか、実施時期・内容は適切か	5	2	10	
		e 利用者サービス向上策	利用者のニーズ(満足度)を考慮したものであるか	5	2	10	
		f 広報活動	業務の仕様を満たし、かつ効果的なものであるか	5	1	5	
		g 利用増大策	具体的で適切か、独自性があり実行が可能か、継続的な利用者増につながるか	5	2	10	
		h 他団体・地域との連携	地域スポーツ推進に関する連携・協力について、県及び関係団体等と円滑に行うことができるか 競技力向上対策に関する連携・協力について、県及び関係団体等と円滑に行うことができるか	5	2	10	
		i 利用者の意見・要望の把握、管理運営への反映	どのような方法で把握しようとしているか、意見や苦情を業務に反映するシステムについて考えているか、利用者満足の向上につながるか	5	2	10	
		j 施設経営の実績	同種同規模の施設経営の実績があるか、公営施設の指定管理を行った経験年数等の実績があるか	5	2	10	
小計			90				
3 施設等の適切な維持管理	(C) 管理業務に関する事項	a 維持管理業務全般の基本的な考え方及び管理方法	常に施設を清潔に保つとともに、機能・環境を維持し、競技会等の開催に支障なく安全で安心して利用できるよう、現在の維持管理レベル以上の水準が保たれているか 施設の維持管理は効率的で安定的か、コスト縮減・省エネ対策・老朽化対策等は考慮されているか	5	2	10	55
		b 利用者の安全確保策、事故防止策	利用者の安全確保、事故防止策は具体的で効果的なものか 危険箇所・破損箇所・不良箇所の発見やその措置は適切な提案がなされているか、設備・器具の安全な取扱についてどう考えているか	5	2	10	
		c 緊急時・事故発生時の対応等危機管理	緊急時・事故発生時における危機管理対応は適切な提案がなされているか 緊急事態を想定した研修や訓練等の対策は適切な提案がなされているか	5	2	10	
		d 個人情報保護	個人情報保護を適正に行う体制がとられているか、職員への教育、研修方法は適切な提案がなされているか	5	1	5	
		e 情報公開	情報公開を積極的に行う体制がとられているか、職員への教育、研修方法は適切な提案がなされているか	5	1	5	
小計			55				
4 経費の縮減	(D) 収支計画に関する事項	a 収支計画の積算の考え方	収入・支出の積算内容は妥当なものか、提案事業が十分に実施できる収支計画となっているか	5	2	10	20
		コスト削減方策は実効性があり創意工夫されているか	5	2	10		
小計			20				
5 必要な人員及び財政的基盤	(E) 組織及び人員に関する事項	a 職員の雇用形態、勤務形態、業務内容、保有資格、職員の配置、勤務ローテーション等	利用者ニーズに的確に応えるきめ細かなサービスの提供ができる管理体制となっているか	5	2	10	30
		b 職員の人材育成の基本方針、研修計画等	どのような人材育成方針か、研修計画は効果的で適切か、公の施設の管理者として必要な人権研修、救命救急研修等が計画されているか	5	2	10	
		c 持続的・安定的に運営できる財政的基盤	施設を持続的・安定的に運営できる能力があるか	5	2	10	
小計			30				
合計			250				

ドリームオーシャンスタジアム 指定管理者審査基準・採点表

審査項目	審査基準	配点	加重比率	得点	項目計		
1 県施策との整合	(A) 管理運営方針に関する事項	a 管理運営の総合的な基本方針	管理運営の基本方針が県の施策と合致しているか	5	2	10	55
			県の施策実現に貢献する方策が示されているか	5	2	10	
			施設の特性や業務内容を理解しているか、管理を総合的かつ適切に行えるか	5	2	10	
			社会的弱者等への配慮等、公平・公正な利用について考慮しているか	5	2	10	
			指定管理者としての意欲や熱意、責任が感じられるか	5	1	5	
	b 成果目標と自己評価	施設運営の成果目標が適切に設定されているか、自己評価の体制及び基準は確立されているか	5	1	5		
	c 企業(団体)の社会的責任	企業(団体)倫理、コンプライアンス(法令遵守)、環境管理(グリーン購入や省エネ等環境負荷軽減に関する取組)への対応は適切か	5	1	5		
小計					55		
2 施設等の効用の最大限の発揮と県民サービスの向上	(B) 運営業務に関する事項	a 利用料金の設定、收受方法、減免等	利用者サービス向上や利用者増加につながる料金設定を考えているか、減免の考え方は適当か、公益上必要と認められるか	5	1	5	80
		b 利用時間・休館日	利用者の利便性を考慮したものであるか	5	1	5	
		c 貸館業務の手続き	利用の申込から許可までの一連の手続方法をどう計画しているか、利用者にとって簡便な手続きか	5	1	5	
		d 利用者サービス向上策	利用者のニーズ(満足度)を考慮したものであるか	5	2	10	
		e 広報活動	業務の仕様を満たし、かつ効果的なものであるか	5	1	5	
		f 利用増大策	具体的に適切か、独自性があり実行が可能か、継続的な利用者増につながるか	5	2	10	
		g 他団体・地域との連携	地域スポーツ推進に関する連携・協力について、県及び関係団体等と円滑に行うことができるか 競技力向上対策に関する連携・協力について、県及び関係団体等と円滑に行うことができるか	5	2	10	
		h 利用者の意見・要望の把握、管理運営への反映	どのような方法で把握しようとしているか、意見や苦情を業務に反映するシステムについて考えているか、利用者満足の向上につながるか	5	2	10	
		i 施設経営の実績	同種同規模の施設経営の実績があるか、公営施設の指定管理を行った経験年数等の実績があるか	5	2	10	
		小計					
3 施設等の適切な維持管理	(C) 管理業務に関する事項	a 維持管理業務全般の基本的な考え方及び管理方法	常に施設を清潔に保つとともに、機能・環境を維持し、競技会等の開催に支障なく安全で安心して利用できるよう、現在の維持管理レベル以上の水準が保たれているか 施設の維持管理は効率的で安定的か、コスト縮減・省エネ対策・老朽化対策等は考慮されているか	5	2	10	55
		b 利用者の安全確保策、事故防止策	利用者の安全確保、事故防止策は具体的で効果的なものか 危険箇所・破損箇所・不良箇所の発見やその措置は適切な提案がなされているか、設備・器具の安全な取扱についてどう考えているか	5	2	10	
		c 緊急時・事故発生時の対応等危機管理	緊急時・事故発生時における危機管理対応は適切な提案がなされているか 緊急事態を想定した研修や訓練等の対策は適切な提案がなされているか	5	2	10	
		d 個人情報保護	個人情報保護を適正に行う体制がとられているか、職員への教育、研修方法は適切な提案がなされているか	5	1	5	
		e 情報公開	情報公開を積極的に行う体制がとられているか、職員への教育、研修方法は適切な提案がなされているか	5	1	5	
		小計					
4 経費の縮減	(D) 収支計画に関する事項	a 収支計画の積算の考え方	収入・支出の積算内容は妥当なものか、提案事業が十分に実施できる収支計画となっているか コスト削減方策は実効性があり創意工夫されているか	5	2	10	20
		小計					
5 必要な人員及び財政的基盤	(E) 組織及び人員に関する事項	a 職員の雇用形態、勤務形態、業務内容、保有資格、職員の配置、勤務ローテーション等	利用者ニーズに的確に応えるきめ細かなサービスの提供ができる管理体制となっているか	5	2	10	30
		b 職員の人材育成の基本方針、研修計画等	どのような人材育成方針か、研修計画は効果的で適切か、公の施設の管理者として必要な人権研修、救命救急研修等が計画されているか	5	2	10	
		c 持続的・安定的に運営できる財政的基盤	施設を持続的・安定的に運営できる能力があるか	5	2	10	
小計					30		
合計					240		

三重県営ライフル射撃場 指定管理者審査基準・採点表

審査項目		審査基準	配点	加重比率	得点	項目計	
1 県施策との整合	(A) 管理運営方針に関する事項	a 管理運営の総合的な基本方針	管理運営の基本方針が県の施策と合致しているか	5	2	10	55
			県の施策実現に貢献する方策が示されているか	5	2	10	
			施設の特性や業務内容を理解しているか、管理を総合的かつ適切に行えるか	5	2	10	
			社会的弱者等への配慮等、公平・公正な利用について考慮しているか	5	2	10	
			指定管理者としての意欲や熱意、責任が感じられるか	5	1	5	
		b 成果目標と自己評価	施設運営の成果目標が適切に設定されているか、自己評価の体制及び基準は確立されているか	5	1	5	
c 企業(団体)の社会的責任	企業(団体)倫理、コンプライアンス(法令遵守)、環境管理(グリーン購入や省エネ等環境負荷軽減に関する取組)への対応は適切か	5	1	5			
	小計				55		
2 施設等の効用の最大限の発揮と県民サービスの向上	(B) 運営業務に関する事項	a 利用料金の設定、收受方法、減免等	利用者サービス向上や利用者増加につながる料金設定を考えているか、減免の考え方は適当か、公益上必要と認められるか	5	1	5	80
			b 利用時間・休館日	利用者の利便性を考慮したものであるか	5	1	
		c 貸館業務の手続き	利用の申込から許可までの一連の手続方法をどう計画しているか、利用者にとって簡便な手続きか	5	1	5	
		d 利用者サービス向上策	利用者のニーズ(満足度)を考慮したものであるか	5	2	10	
		e 広報活動	業務の仕様を満たし、かつ効果的なものであるか	5	1	5	
		f 利用増大策	具体的で適切か、独自性があり実行が可能か、継続的な利用者増につながるか	5	2	10	
		g 他団体・地域との連携	地域スポーツ推進に関する連携・協力について、県及び関係団体等と円滑に行うことができるか	5	2	10	
			競技力向上対策に関する連携・協力について、県及び関係団体等と円滑に行うことができるか	5	2	10	
		h 利用者の意見・要望の把握、管理運営への反映	どのような方法で把握しようとしているか、意見や苦情を業務に反映するシステムについて考えているか、利用者満足の向上につながるか	5	2	10	
		i 施設経営の実績	同種同規模の施設経営の実績があるか、公営施設の指定管理を行った経験年数等の実績があるか	5	2	10	
小計				80			
3 施設等の適切な維持管理	(C) 管理業務に関する事項	a 維持管理業務全般の基本的な考え方及び管理方法	常に施設を清潔に保つとともに、機能・環境を維持し、競技会等の開催に支障なく安全で安心して利用できるよう、現在の維持管理レベル以上の水準が保たれているか	5	2	10	55
			施設の維持管理は効率的で安定的か、コスト削減・省エネ対策・老朽化対策等は考慮されているか	5	1	5	
		b 利用者の安全確保策、事故防止策	利用者の安全確保、事故防止策は具体的で効果的なものか	5	2	10	
			危険箇所・破損箇所・不良箇所の発見やその措置は適切な提案がなされているか、設備・器具の安全な取扱についてどう考えているか	5	1	5	
		c 緊急時・事故発生時の対応等危機管理	緊急時・事故発生時における危機管理対応は適切な提案がなされているか	5	2	10	
			緊急事態を想定した研修や訓練等の対策は適切な提案がなされているか	5	1	5	
d 個人情報保護	個人情報保護を適正に行う体制がとられているか、職員への教育、研修方法は適切な提案がなされているか	5	1	5			
e 情報公開	情報公開を積極的に行う体制がとられているか、職員への教育、研修方法は適切な提案がなされているか	5	1	5			
小計				55			
4 経費の縮減	(D) 収支計画に関する事項	a 収支計画の積算の考え方	収入・支出の積算内容は妥当なものか、提案事業が十分に実施できる収支計画となっているか	5	2	10	20
			コスト削減方策は実効性があり創意工夫されているか	5	2	10	
小計				20			
5 必要な人員及び財政的基盤	(E) 組織及び人員に関する事項	a 職員の雇用形態、勤務形態、業務内容、保有資格、職員の配置、勤務ローテーション等	利用者ニーズに的確に応えるきめ細かなサービスの提供ができる管理体制となっているか	5	2	10	30
			b 職員の人材育成の基本方針、研修計画等	どのような人材育成方針か、研修計画は効果的で適切か、公の施設の管理者として必要な人権研修、救命救急研修等が計画されているか	5	2	
		c 持続的・安定的に運営できる財政的基盤	施設を持続的・安定的に運営できる能力があるか	5	2	10	
小計				30			
合計				240			

<p>申請者名</p>	<p>三重県スポーツ協会グループ</p>
<p>管理運営方針</p>	<p>○ 管理運営の総合的な基本方針 ・施設の設置目的（スポーツの普及・振興、競技力向上）を踏まえ、スポーツの楽しさを誰もが享受し、人も地域も元気になるよう、スポーツ団体・地域との信頼関係を大切に、スポーツの今日的課題にも留意して5つの基本方針を柱に誠心誠意、管理運営を遂行 《スポーツの今日的課題》 安全で安心して楽しめる 誰もが楽しめる 人生100年時代を健康に生きる 持続的競技力育成 少子化時代の活動支援</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①安全で安心して快適にスポーツを楽しめる場に ②誰もが自分らしくいつまでもスポーツを楽しめる場に ③スポーツを通じた自己表現と感動を体験できる場に ④スポーツを通じた地域活性化と交流の場に ⑤これまでの管理実績とスポーツ団体等との関係を生かした管理運営</p> </div> <p>○ 成果目標と自己評価 ・成果目標（利用者）…毎年度2%増+大会やトップチーム公式戦の拡充 ガーデン：R10利用者数604,000人・主催事業11事業404講座 競技場：R10利用者数432,000人・主催事業9事業123講座 ・自己評価…全業務に「PDCAサイクル」による改善の仕組みを導入 主催事業の実施状況、施設毎の利用者数等を毎月分析し改善を実施 利用者アンケートの結果を次回事業に反映させ、満足度を向上</p> <p>○ 企業（団体）の社会的責任 ・県スポーツ協会は公益法人として定款に設置目的「人々が主体的にスポーツを享受し得るよう努め、体力向上・フェアプレー精神を養成」を規定 ・グループとして、法令遵守、不祥事のない信頼される団体、スポーツ庁ガバナンスコードの遵守、環境負荷の少ない施設運営を率先実行</p>
<p>運営業務に関する計画</p>	<p>○ 利用時間・休館日 ・できる限り営業日を増やし、多くの県民がスポーツを楽しむ機会を確保 ・利用者ニーズ、利用実績を踏まえ、夏季早朝営業（庭球場）を実施し、利用がかなり少ない冬季夜間営業時間を見直すなど営業時間を最適化</p> <p>○ 貸館業務の手続き ・券売機や予約管理システムを導入し、手続きを簡略化 ・土日に集中する大規模大会は、利用調整会議等で日程を調整</p> <p>○ 主催事業 ・生涯スポーツの拠点として、誰もがスポーツを楽しめる魅力ある講座を開設（ガーデン11事業404講座、競技場9事業123講座） ・働く人や子育て世代が参加しやすい内容と時間帯を設定 ・スポーツを始めるきっかけ、続ける支援となる多様なプログラムを提供 ・障がい者対象の教室、障がいの有無に関わらず楽しめる体験交流会を開催 ・競技力向上に取り組む選手・指導者向け講習会、スポーツイベントを開催</p> <p>○ 利用者サービス向上策 ・飲食提供、無料Wi-Fi等の独自整備、テントや製氷機の暑熱対策、接客改善 ・ガーデンへのアクセス改善のため、最寄りバス停から無料シャトルバス運行 ・本協会が運営するMie Spo Innでの宿泊・温浴サービスの提供</p> <p>○ 広報活動 ・施設概要・空き状況・スポーツ教室等を発信するホームページ、イベントや駐車場混雑状況を伝えるSNS、パンフレット、地元市広報紙等で広報</p> <p>○ 利用増大策 ・Mie Spo Innを活用した合宿プランなど宿泊・温浴施設と一体となった利用 ・主催事業の充実（各種教室、ガーデンカップ、競技場杯、スポーツフェスタ） ・競技場でのサッカー、ラグビーの本格利用 ・夏季早朝営業（庭球場）、トップアスリート合宿・キャンプ受入 ・スポーツ以外の利用（音楽会、文化活動、遠足、キャンプ、運動会等）</p> <p>○ 他団体・地域との連携 ①地域スポーツ推進に関する連携 ・今後の生涯スポーツの柱となる総合型地域スポーツクラブの指導者や関係者の研修、イベント支援など、積極的に連携 ・スポーツ少年団の取組を推進し、子どもたちがスポーツに親しめる機会充実 ・地域や企業と連携し、身近で体を動かせる機会や場所を提供 ・県障がい者スポーツ支援センターと連携し、障がい者の大会・個人利用を推進</p>

	<p>②競技力向上対策に関する連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県競技力向上対策本部の一員として、国体等で活躍する選手の育成強化などの取組を県の競技力向上事業と連動して実施 ・競技団体と連携し、ジュニア世代対象の体験会や教室、指導者対象の講習会を開催し、持続的競技力向上に貢献する事業を展開 ・施設を活用した強化合宿や大規模大会が円滑に実施されるよう、柔軟に日程調整 <p>○利用者からの意見・要望の把握、管理運営への反映</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者のご意見箱（ガーデン4か所、競技場3か所）、利用者アンケート、教室参加者アンケートなどで意見を的確に把握 ・意見・要望は責任者に伝え、業務日誌等で共有。対応内容は所内で共有し今後の施設運営に反映。安全に関するものは即時対応。 <p>○施設経営の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガーデン、競技場、松阪野球場、旧鈴鹿青少年スポーツセンターなど、県内中核スポーツ施設を半世紀以上にわたり管理運営し、経験とノウハウを蓄積 ・今後も利用者の視点に立って効果的、効率的、安定的に運営し、誰もがスポーツの楽しみを享受できる施設経営を実現 																																														
<p>管理業務に関する計画</p>	<p>○維持管理業務全般の基本的な考え方及び管理方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全に支障なく利用できる状態で、清潔で快適なスポーツ環境を提供 ・日常点検（内容により毎日、毎週、毎月）で危険箇所を早期発見、対応 ・専門業者による定期点検を年1回以上実施 ・老朽化対応は、これまでの経験とノウハウを活かし、予防保全を基本に県と連携し施設の長寿命化、ライフサイクルコストを削減 ・汚れやすい箇所の重点清掃、適切な植栽管理 <p>○利用者の安全確保策、事故防止策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常から様々なリスクを想定し、点検、監視、天候変化への対応等を確実に実施 ・緊急時の応急措置、消防署や医療機関と連携し迅速に対処する体制整備 ・水泳場は心肺蘇生法やAEDを含む救命講習修了者等の職員を配置 <p>○緊急時・事故発生時の対応等危機管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「知る、備える、行動する」をキーワードに危機管理に取り組む ・所長をリスク管理責任者とし、自衛消防組織や自主防災組織も設置 ・危機事案発生時には、事象ごとに基本事項、事前対応、発生時対応を定めた危機管理マニュアルに基づき、利用者安全確保を最優先に対応 <p>○個人情報保護、情報公開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三重県スポーツ協会個人情報保護実施要領に基づき、厳正に管理 ・三重県スポーツ協会情報公開実施要領に基づき、保有情報を積極的に公開 																																														
<p>利用料金の設定</p>	<p>○利用料金の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県条例を踏まえ、個人利用と専用利用、子ども利用と一般、アマとプロ区分ごとに1時間単位の料金を設定 ・定期券、回数券の料金を設定し、スポーツに親しむ人の継続的利用を促進 <p>○利用料金の減免</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者がスポーツに親しめる活動の支援、防災対応や安全対策のため消防署などが行う訓練に対し、減免制度を設定 																																														
<p>組織及び人員に関する計画</p>	<p>○職員の雇用形態、業務内容、勤務ローテーション等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門知識を有する常勤職員と受付や簡易業務を担う非常勤職員とを組み合わせ、利用者ニーズに応える効率的で柔軟な勤務ローテーションを設定 ・所長を総括責任者とし、各施設に責任者(主任)を配置し責任体制を明確化 <p>○職員の人材育成の基本方針、研修計画等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三重県スポーツ協会人材育成方針に基づき、年間を通じた研修計画を策定 ・接遇・マナー研修、基本技術講習、専門的技術教育、救命救急研修、人権研修、コンプライアンス研修、経営能力向上研修などを実施 																																														
<p>収支計画書(千円)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>6年度</th> <th>7年度</th> <th>8年度</th> <th>9年度</th> <th>10年度</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入合計</td> <td>701,985</td> <td>694,269</td> <td>698,907</td> <td>705,199</td> <td>707,465</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">内訳</td> <td>指定管理料</td> <td>490,168</td> <td>478,224</td> <td>478,551</td> <td>480,444</td> <td>478,224</td> </tr> <tr> <td>利用料金収入</td> <td>151,518</td> <td>154,548</td> <td>157,638</td> <td>160,790</td> <td>164,006</td> </tr> <tr> <td>参加料収入</td> <td>55,151</td> <td>56,254</td> <td>57,378</td> <td>58,526</td> <td>59,696</td> </tr> <tr> <td>その他収入</td> <td>5,148</td> <td>5,243</td> <td>5,340</td> <td>5,439</td> <td>5,539</td> </tr> <tr> <td>支出合計</td> <td>701,985</td> <td>694,269</td> <td>698,907</td> <td>705,199</td> <td>707,465</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	備考	収入合計	701,985	694,269	698,907	705,199	707,465		内訳	指定管理料	490,168	478,224	478,551	480,444	478,224	利用料金収入	151,518	154,548	157,638	160,790	164,006	参加料収入	55,151	56,254	57,378	58,526	59,696	その他収入	5,148	5,243	5,340	5,439	5,539	支出合計	701,985	694,269	698,907	705,199	707,465	
年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	備考																																									
収入合計	701,985	694,269	698,907	705,199	707,465																																										
内訳	指定管理料	490,168	478,224	478,551	480,444	478,224																																									
	利用料金収入	151,518	154,548	157,638	160,790	164,006																																									
	参加料収入	55,151	56,254	57,378	58,526	59,696																																									
	その他収入	5,148	5,243	5,340	5,439	5,539																																									
支出合計	701,985	694,269	698,907	705,199	707,465																																										

ドリームオーシャンスタジアム事業計画書の要旨

申請者名	公益財団法人三重県スポーツ協会
管理運営方針	<p>○管理運営の総合的な基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の設置目的（スポーツの普及・振興、競技力向上）を踏まえ、スポーツの楽しさを誰もが享受し、人も地域も元気になるよう、スポーツ団体・地域との信頼関係を大切に、スポーツの今日的課題にも留意して5つの基本方針を柱に誠心誠意、管理運営を遂行 《スポーツの今日的課題》 安全で安心して楽しめる 誰もが楽しめる 人生100年時代を健康に生きる 持続的競技力育成 少子化時代の活動支援 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>①安全で安心して快適にスポーツを楽しめる場に ②誰もが自分らしくいつまでもスポーツを楽しめる場に ③スポーツを通じた自己表現と感動を体験できる場に ④スポーツを通じた地域活性化と交流の場に ⑤これまでの管理実績とスポーツ団体等との関係を生かした管理運営</p> </div> <p>○成果目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成果目標（利用者）…コロナ禍前の過去5年間をベースに、毎年度2%増 R10利用者数42,100人 ・自己評価…全業務に「PDCAサイクル」による改善の仕組みを導入 施設毎の利用者数等を毎月分析し改善を実施 利用者アンケートの結果を反映させ、満足度を向上 <p>○企業(団体)の社会的責任</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県スポーツ協会は公益法人として定款に設置目的「人々が主体的にスポーツを享受し得るよう努め、体力向上・フェアプレー精神を養成」を規定 ・法令遵守、不祥事のない信頼される団体、スポーツ庁ガバナンスコードの遵守、環境負荷の少ない施設運営を率先実行
運營業務に関する計画	<p>○利用時間・休館日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・できる限り営業日を増やし、多くの県民が活動できる機会を確保 ・6月から9月は早朝、夕刻の営業時間を拡充（9時～17時⇒6時～19時） <p>○貸館業務の手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土日に集中する大規模大会は、関係者による利用調整会議等で日程を調整 <p>○利用者サービス向上策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲料品の提供、暑熱対策や天候変化対策として熱中症指標計や雷検知器の貸出、接遇改善 ・設備や備品の独自整備、質の高いグラウンドコンディションの提供 <p>○広報活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページで施設概要・施設空き状況等を発信 ・施設紹介やイベントは、パンフレットや広報紙等で広報 <p>○利用者増大策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツイベント等の開催（ドリームオーシャンスタジアム杯、感謝フェスティバル等） ・夏季の早朝・夕方の営業時間の拡充 ・施設の有効活用（野球競技以外の利用） <p>○他団体・地域との連携</p> <p>① 地域スポーツ推進に関する連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の生涯スポーツの柱となる総合型地域スポーツクラブの指導者や関係者への研修、イベントの支援など、積極的に連携 ・スポーツ少年団の取組を推進し、子どもたちがスポーツに親しめる機会を充実 ・地域や企業と連携し、身近で体を動かせる機会や場所を提供

<p>運營業務に関する計画</p>	<p>② 競技力向上対策に関する連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県競技力向上対策本部の一員として、国体等で活躍する選手の育成強化などの取組を県の競技力向上事業と連動して実施 ・ 競技団体と連携し、ジュニア世代を対象としたイベントや教室を開催 <p>○利用者の意見・要望の把握、管理運営への反映</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者のご意見箱、利用者アンケートなどで意見を的確に把握 ・ 意見・要望は責任者に伝え、業務日誌等で共有。対応内容は所内で共有し今後の施設運営に反映。安全に関するものは即時対応。 <p>○施設経営の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 松阪野球場、鈴鹿スポーツガーデン、伊勢総合競技場、旧鈴鹿青少年スポーツセンターなど、県内中核スポーツ施設を半世紀以上にわたり管理運営し、経験とノウハウを蓄積 ・ 今後も利用者の視点に立って効果的、効率的、安定的に運営し、誰もがスポーツの楽しみを享受できる施設経営を実現 																																								
<p>管理業務に関する計画</p>	<p>○施設管理業務全般の基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全に支障なく利用できる状態で、清潔で快適なスポーツ環境を提供 ・ 日常点検を毎日行い、危険箇所を早期発見、安全に関するものは即時対応 ・ 専門業者による定期点検を年1回以上実施 ・ 汚れやすい箇所の重点清掃、適切な植栽管理 <p>○利用者の安全確保、事故防止策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常から様々なリスクを想定し、点検や監視、天候変化への対応を確実に実施 ・ 緊急時の応急措置、消防署や医療機関と連携して迅速に対処する体制整備 ・ 心肺蘇生法やAEDを含む救命講習修了者等の職員を配置 <p>○緊急時・事故発生時の対応等危機管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「知る、備える、行動する」をキーワードに危機管理に取り組む ・ 所長をリスク管理責任者とし、自衛消防組織や自主防災組織も設置 ・ 危機事案発生時には、事象ごとに基本事項、事前対応、発生時対応などを定めた危機管理マニュアルに基づき、利用者の安全確保を最優先に対応 <p>○個人情報保護、情報公開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 三重県スポーツ協会個人情報保護実施要領に基づき、厳正に管理 ・ 三重県スポーツ協会情報公開実施要領に基づき、保有情報を積極的に公開 																																								
<p>利用料金の設定</p>	<p>○利用料金の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県条例を踏まえ、子ども利用と一般、入場料の徴収の有無の区分ごとに1時間単位の料金を設定 <p>○利用料金の減免</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者の利用に対し減免制度を設定 																																								
<p>組織及び人員に関する計画</p>	<p>○職員の雇用形態、勤務形態、勤務ローテーション等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所長を総括責任者に位置付け、責任体制を明確化 ・ 常勤職員と受付や簡易業務を担う非常勤職員とを組み合わせ、利用者ニーズに定める効率的で柔軟な勤務ローテーションを設定 <p>○職員の人材育成方針、研修計画等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 三重県スポーツ協会人材育成方針に基づき、年間を通じた研修計画を策定 ・ 接遇・マナー研修、基本技術講習、専門的技術教育、救命救急研修、人権研修、コンプライアンス研修、経営能力向上研修などを実施 																																								
<p>収支計画書(千円)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>6年度</th> <th>7年度</th> <th>8年度</th> <th>9年度</th> <th>10年度</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入合計</td> <td>23,201千円</td> <td>23,223千円</td> <td>23,245千円</td> <td>23,269千円</td> <td>23,293千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">内訳</td> <td>指定管理料</td> <td>21,215千円</td> <td>21,215千円</td> <td>21,215千円</td> <td>21,215千円</td> <td>21,215千円</td> </tr> <tr> <td>施設利用料</td> <td>1,911千円</td> <td>1,931千円</td> <td>1,952千円</td> <td>1,974千円</td> <td>1,996千円</td> </tr> <tr> <td>その他収入</td> <td>75千円</td> <td>77千円</td> <td>78千円</td> <td>80千円</td> <td>82千円</td> </tr> <tr> <td>支出合計</td> <td>23,201千円</td> <td>23,223千円</td> <td>23,245千円</td> <td>23,269千円</td> <td>23,293千円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	備考	収入合計	23,201千円	23,223千円	23,245千円	23,269千円	23,293千円		内訳	指定管理料	21,215千円	21,215千円	21,215千円	21,215千円	21,215千円	施設利用料	1,911千円	1,931千円	1,952千円	1,974千円	1,996千円	その他収入	75千円	77千円	78千円	80千円	82千円	支出合計	23,201千円	23,223千円	23,245千円	23,269千円	23,293千円	
年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	備考																																			
収入合計	23,201千円	23,223千円	23,245千円	23,269千円	23,293千円																																				
内訳	指定管理料	21,215千円	21,215千円	21,215千円	21,215千円	21,215千円																																			
	施設利用料	1,911千円	1,931千円	1,952千円	1,974千円	1,996千円																																			
	その他収入	75千円	77千円	78千円	80千円	82千円																																			
支出合計	23,201千円	23,223千円	23,245千円	23,269千円	23,293千円																																				

三重県営ライフル射撃場事業計画書の要旨

申請者名	三重県ライフル射撃協会 会長 中村 孝大																																																														
管理運営方針	施設の管理運営を行うにあたっては、次の項目に注力し、良好な競技環境を維持するとともに、ライフル射撃の普及や競技力向上にむけた指導に尽力します。 ・より多くの県民の方に公平かつ公正に利用いただけるよう管理運営を行うとともに、射撃場の存在をアピールし利用の促進に努めます。 ・射撃場の利用にあたっては、ライフル銃の管理およびライフル射撃の安全確保の指導をするとともに、あらゆる年齢層のライフル射撃に興味のある方が競技力を向上させることができるよう支援を行います。 ・利用者の方への安全に対する情報提供や指導の実績を踏まえながら、環境保全に努め、安全第一に管理運営を行います。																																																														
運営業務に関する計画	円滑な大会運営のために、大会開催者である利用競技団体と打ち合わせ等の事前調整を行います。 ホームページ等を利用して、広く利用者の方に情報を発信いたします。 スポーツ教室やスポーツフェスティバル開催時には広く参加者に射撃場の利用を薦め、利用者増大の取組に努めます。																																																														
管理業務に関する計画	協会の理事会の決定に基づき担当理事が維持管理の統括をします。担当理事の指示により射場整備担当が清掃及び整備を行い、射場管理者が射撃場の運営をします。管理にあたっては、環境保全に配慮し、射撃場の良好な競技環境を維持します。また、射撃経験豊かで銃の管理に精通した人間を配備して適切な施設利用を図るとともに、危機管理体制を整備し、利用者の安全確保を第一に管理を行います。																																																														
利用料金の設定	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">50m射場</td> <td colspan="2">1時間につき（2時間まで）</td> <td colspan="2">1時間につき（3時間以降）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>個人利用（一般）</td> <td>350円</td> <td></td> <td></td> <td>200円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>個人利用（生徒、学生）</td> <td>200円</td> <td></td> <td></td> <td>100円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>専用利用</td> <td>4480円</td> <td></td> <td></td> <td>4480円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">10m射場</td> <td colspan="2">1時間につき（2時間まで）</td> <td colspan="2">1時間につき（3時間以降）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>個人利用（一般）</td> <td>300円</td> <td></td> <td></td> <td>150円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>個人利用（生徒、学生）</td> <td>150円</td> <td></td> <td></td> <td>100円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>専用利用</td> <td>3620円</td> <td></td> <td></td> <td>3620円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>							50m射場		1時間につき（2時間まで）		1時間につき（3時間以降）			個人利用（一般）	350円			200円			個人利用（生徒、学生）	200円			100円			専用利用	4480円			4480円			10m射場		1時間につき（2時間まで）		1時間につき（3時間以降）			個人利用（一般）	300円			150円			個人利用（生徒、学生）	150円			100円			専用利用	3620円			3620円		
50m射場		1時間につき（2時間まで）		1時間につき（3時間以降）																																																											
個人利用（一般）	350円			200円																																																											
個人利用（生徒、学生）	200円			100円																																																											
専用利用	4480円			4480円																																																											
10m射場		1時間につき（2時間まで）		1時間につき（3時間以降）																																																											
個人利用（一般）	300円			150円																																																											
個人利用（生徒、学生）	150円			100円																																																											
専用利用	3620円			3620円																																																											
組織及び人員に関する計画	<table border="1"> <tr> <td>担当理事</td> <td colspan="6">県との連絡調整、申請業務、経理等担当する。</td> </tr> <tr> <td>射撃場整備担当</td> <td colspan="6">射撃場施設の安全で快適な利用に必要な整備等を担当する。（2～4名）</td> </tr> <tr> <td>射撃場管理者</td> <td colspan="6">利用者からの利用申し込み受付、清算等、及び射撃場内の安全確保を担当する。（4～8名）</td> </tr> </table>							担当理事	県との連絡調整、申請業務、経理等担当する。						射撃場整備担当	射撃場施設の安全で快適な利用に必要な整備等を担当する。（2～4名）						射撃場管理者	利用者からの利用申し込み受付、清算等、及び射撃場内の安全確保を担当する。（4～8名）																																								
担当理事	県との連絡調整、申請業務、経理等担当する。																																																														
射撃場整備担当	射撃場施設の安全で快適な利用に必要な整備等を担当する。（2～4名）																																																														
射撃場管理者	利用者からの利用申し込み受付、清算等、及び射撃場内の安全確保を担当する。（4～8名）																																																														
収支計画書（千円）	年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	備考																																																								
	収入合計	5,340	5,340	5,340	5,340	5,340																																																									
	内訳	指定管理料	3,829	3,829	3,829	3,829	3,829																																																								
		利用料金収入	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500																																																								
		雑収入	11	11	11	11	11																																																								
支出合計	5,340	5,340	5,340	5,340	5,340																																																										

7 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告（令和4年度分）について

<県の評価等>

施設所管部名： 地域連携・交通部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿(鈴鹿市御園町1669番地) 三重交通G スポーツの杜 伊勢(伊勢市宇治館町510番地)
指定管理者の名称等	三重県スポーツ協会グループ 代表者 公益財団法人三重県スポーツ協会 理事長 木平 芳定 (鈴鹿市御園町1669番地 三重交通G スポーツの杜 鈴鹿内)
指定の期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	① 事業実施に関する業務 ② 施設等の利用の許可等に関する業務 ③ 利用料金の收受等に関する業務 ④ 施設等の維持管理及び修繕に関する業務 ⑤ 三重交通G スポーツの杜 鈴鹿及び三重交通G スポーツの杜 伊勢の管理上必要と認める業務

2 施設設置者としての県の評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	R3	R4	R3	R4	
1 管理業務の実施状況	B	B			競技団体等との利用調整会議を開催し、各種大会の開催及び円滑な運営を行っている。 日常点検を行い、施設の異常箇所の早期発見に努め、必要に応じ施設修繕を行うなど、良好な施設環境の提供に努めている。 緊急事態に備えるため、危機管理の徹底と定期的な実地訓練を行うなど、緊急事態発生時の体制を意識した取組を行っている。また、新型コロナウイルス感染症対応マニュアルに基づき、利用者等の感染予防に努めている。 「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」の施行を受け、利用規定及び施設利用許可申請書を改正し、不当な差別やその他人権侵害行為を行わないよう努めている。
2 施設の利用状況	B	B			年間利用者数については、三重交通G スポーツの杜 鈴鹿は、497,509人(対前年度比156,831人増)、三重交通G スポーツの杜 伊勢は、286,353人(対前年度比91,162人増)であった。 主催事業であるスポーツ教室等について、新型コロナウイルス感染防止対策を講じつつ、鈴鹿では408講座(対前年度比117講座減)、伊勢では114講座(対前年度比39講座増)を開講した。鈴鹿については、プールシーズンに水泳場のLED化改修工事による施設利用停止があり、プール教室等の講座が開講できなかったため、昨年度より講座数が減少した。
3 成果目標及びその実績	B	B			年間利用者数について、新型コロナウイルス感染症による各種大会・イベントの中止や無観客開催、規模縮小等の影響が想定していた以上に継続したため、三重交通G スポーツの杜 鈴鹿は、成果目標545,000人に対して497,509人、三重交通G スポーツの杜 伊勢は、成果目標384,000人に対して286,353人と、成果目標を達成できなかった。 スポーツ教室をはじめとした主催事業を開催するなど、利用促進に積極的に取り組んだことで、両施設とも令和3年度の利用者数を上回った。

※「評価の項目」の県の評価：

- 「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
- 「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
- 「 」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括的な評価	<ul style="list-style-type: none"> ・競技団体等との利用調整業務、利用許可や料金收受業務、施設の維持管理及び修繕等に関する業務を適切に実施している。 ・休業日の縮小及び利用時間の延長を行うなど、利用者のサービス及び利便性の向上に努めている。 ・利用者のニーズに応じたスポーツ教室を開催するなど、生涯スポーツの推進に貢献している。 ・収支状況を考慮しながら、必要競技器具の補充及び修繕を実施し、利用環境の改善に努めている。 ・新型コロナウイルス感染症のため、年間利用者数は成果目標を達成できなかったものの、適切な感染防止対策を講じつつ、主催事業の実施等による利用者の増加に努めている。 ・利用者にとって、より利用しやすくするための取組を進める必要がある。 <p>総合的に見て、適切な指定管理業務を実施しており、指定管理者の自己評価は妥当と思われる。</p>
--------	--

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1)管理業務の実施状況

①管理運営事業の実施に関する業務

- ア 管理施設を利用する競技団体等との利用調整会議を開催し、各種大会の開催及び円滑な運営に努めた。
- イ 利用規程を定め、施設及び設備の利用許可業務を適正に行った。また、利用規程は所管課の承認を得たうえで随時改定を行い、可能な限り利用者の要望等に対応することで、利用しやすい施設の提供に努めた。
- ウ 職員、業務委託業者の緊急時連絡体制の整備及び緊急時・災害発生時に備えるための危機管理マニュアルを改訂し、業務委託事業者を含め全職員に配布し緊急時に備えた。新型コロナウイルス感染症拡大防止については、対応マニュアルや「三重県指針」に沿った対応をとった。
- エ 利用拡大を目的とした広報活動として、ホームページでの案内、イベントチラシの市報への折込、スポーツ教室募集チラシの新聞折込、市内配布型フリーペーパーへの広告掲載などを行い、施設PRに努めた。またデジタルサイネージによる当施設利用団体の練習風景等の映像をロビーで流し、施設の魅力をPRした。
- オ 最寄のバス停留所である「三重交通G スポーツの杜 鈴鹿ぐち」から本施設敷地内へ無料シャトルバスを三重県スポーツ協会グループ独自で運行し、利用者の利便性の向上に努めた。
- カ 来場者アンケートの実施及び「ひと声カードポスト」の設置により、施設運営の要望・スポーツ教室等の実施内容について意見を収集し、集約した意見を館内でデジタルサイネージを利用して表示するとともに、全職員で検討のうえ、速やかな対応を行った。

②施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

- ア 利用者に良質で安全かつ清潔な施設を提供するため、清掃・始業前点検・器具备品点検・施設点検を行い、異常箇所が見つかった場合は、施設あるいは器具を使用中止とし、異常箇所の点検と必要に応じた修理を速やかに行った。
- イ 大規模改修の予定や過去の修繕状況を考慮して、計画的な修繕を実施した。
- ウ 全スタッフが出席する所内会議を休業日に実施し、施設・設備に関する状況報告、管理運営に関する懸案事項の報告を受け、対応について検討、確認を実施している。
- エ 競技団体の要望とともに収支状況を考慮しながら、必要競技器具の補充及び修繕を実施した。

③県施策への配慮に関する業務

- ア 競技力向上の拠点施設としての役割を果たすため、加盟競技団体と連携し、大規模大会の開催やトップアスリート選手の合宿受入れなどを行った。また、国体強化選手のための合宿受入れを積極的に行った。
- イ 「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」の施行を受け、利用規定及び施設利用許可申請書を改正し、不当な差別やその他人権侵害行為を行わないよう努めている。

【三重交通G スポーツの杜 鈴鹿】

- ア スポーツ教室は408講座開催、延べ27,975人の参加があった。
- イ 入場券のみで参加できるワンポイントレッスンを74回開催し、延べ613人の参加があった。
- ウ 本協会加盟の競技団体と連携し、多くの県民が誰でも気軽に参加できるよう、6競技の鈴鹿スポーツガーデンカップを感染防止対策を講じつつ開催した。(ソフトテニス、ラグビーフットボール7人制、水泳、フットサル、テニス、サッカー)
- エ テニスコート等の定期利用者の拡大を目的にサークルの登録制度を設け、使用料の一括精算や継続利用のための環境整備を行うなど、サークル活動の支援を行った。(サークル登録数:173団体)
- オ 施設のPRとして、例年開催しているフリーマーケットは、感染状況の落ち着いた時期に2回開催した。(令和3年度は1回)
- カ 地域への理解促進のために、地域行事に積極的に協力した。

【三重交通G スポーツの杜 伊勢】

- ア スポーツ教室は、前・中・後期の三期に分け、114講座開催、延べ1,642人の参加があった。
- イ 県民のスポーツ活動の支援と生涯スポーツの普及・振興を促進するため、ニーズの高い種目のスポーツ教室を優先して開催し、新しい講座も取り入れている。
- ウ 例年開催している「美し国三重市町対抗駅伝」は、3年ぶりの開催となった。
- エ 三重とこわか健康マイレージ事業の「マイレージ特典協力店」に登録し、健康増進事業への協力を努めた。

④情報公開・個人情報保護に関する業務

- ア 情報公開については、公益財団法人三重県スポーツ協会情報公開実施要領に基づき取り扱っている。
- イ 個人情報については、公益財団法人三重県スポーツ協会個人情報保護実施要領に基づき取り扱っている。また、個人情報保護方針をホームページへ掲載するとともに、教室申込書などには個人情報の取扱いについて明示している。さらに、各施設で保管している施設利用申請書、スポーツ教室参加者名簿、施設顧客名簿等の個人情報記載された文書や電子データが外部へ漏洩しないよう、全職員で厳重に注意し取り扱っている。
- ウ 所内会議で個人情報の取扱いをテーマとして、制度の正しい理解と運用ができるように研修を行った。

⑤その他の業務

- ア 利用拡大の一環として、近隣企業・自治体などの福利厚生事業との提携を継続実施した。
- イ 地域との連携強化として、施設が設置されている鈴鹿・伊勢の両市がそれぞれ開催するイベント等に協力した。

(2) 施設の利用状況			
成果目標	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿	545,000人/年間	
	三重交通G スポーツの杜 伊勢	384,000人/年間	
実績	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿	497,509人	達成率 91.3%
	三重交通G スポーツの杜 伊勢	286,353人	達成率 74.6%

2 利用料金の収入の実績

(単位:円)

指定管理施設収入	149,499,025		
内訳			
三重交通G スポーツの杜 鈴鹿	110,766,025	三重交通G スポーツの杜 伊勢	38,733,000
施設利用料収入	100,291,789	施設利用料収入	28,820,650
参加料収入	5,222,786	参加料収入	9,571,350
その他収入	5,251,450	その他収入	341,000

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

	収入の部		支出の部	
	R3	R4	R3	R4
指定管理料	386,418,000	409,339,563	事業費	36,634,901
利用料金収入	117,036,397	129,112,439	管理費	527,878,122
その他の収入	72,714,874	55,666,690	その他の支出	7,646,039
合計 (a)	576,169,271	594,118,692	合計 (b)	572,159,062
収支差額 (a)-(b)	4,010,209	△ 24,188,053		

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

※参考

利用料金減免額	3,383,560
内訳	
三重交通G スポーツの杜 鈴鹿	3,207,200
三重交通G スポーツの杜 伊勢	176,360

4 成果目標とその実績

成果目標	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 545,000人/年間 三重交通G スポーツの杜 伊勢 384,000人/年間
成果目標に対する実績	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 497,509人 達成率 91.3% 三重交通G スポーツの杜 伊勢 286,353人 達成率 74.6%
今後の取組方針	<ul style="list-style-type: none"> 可能な範囲で営業日や大会終了後に開館時間を確保することで、一般利用者が施設を利用しスポーツに触れる機会を増加させる。 利用の形態に応じた貸館業務手続きを実施し、簡易な方法となるよう努めるとともに、中長期的には、水泳場、サッカー・ラグビー場、体育館において施設予約管理にデジタルのシステムを導入する。 独自財源で整備したスポーツガーデン Mie Spo Inn (ホテル・温浴施設・レストラン)を活用したサービスを実施することで、更なる利用者サービスの向上に努める。 名古屋方面や大阪方面からの両施設への「分かりやすいアクセス」の案内を充実し、新規需要を開拓する。 三重交通G スポーツの杜 鈴鹿及び三重交通G スポーツの杜 伊勢のオープンスペースの有効活用を目的に設定したウォーキングコースの活用や健康器具の設置、地元自治会に対するグラウンド・ゴルフ等の平日利用案内、体育館の卓球等の一般開放など、平日利用の増大に取り組み、利用者数の増加を図る。 生涯スポーツの振興と競技力向上の拠点となる総合的スポーツ施設である三重交通G スポーツの杜 鈴鹿及び三重交通G スポーツの杜 伊勢を一体的に管理することにより、全国規模の大会を開催できるよう、関係機関及び本協会加盟団体との協力体制のもと細やかな調整を行う。 三重交通G スポーツの杜 伊勢では、関係団体及びトレーニングセンターの利用拡大のため、広報活動に努めるとともに、選手強化及びスポーツに親しめる施設としての運営に努める。

5 管理業務に関する自己評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	評価		コメント
	R3	R4	
1 管理業務の実施状況	B	B	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年各施設ごとに利用調整会議で利用調整を行うことで、各利用団体の円滑な施設利用を可能とし、施設の有効活用に努めた。 ・来場者アンケートの実施及び「ひと声カードポスト」の設置により、施設運営の要望・スポーツ教室等の実施内容について意見を収集し、集約した意見を館内で表示するとともに全職員で検討し、対応可能な事項については速やかに対応した。 ・業務委託先との情報共有など連絡を密にし、施設の現状を丁寧に把握し、保守点検や修繕等に計画的に取り組むことで、良好な施設管理を行った。 ・緊急事態に対応できるよう、危機管理マニュアルを策定し、火災・地震災害対応訓練や消防署による救命講習会を通して危機管理意識の醸成に努めた。
2 施設の利用状況	B	B	<p>【三重交通G スポーツの杜 鈴鹿】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間利用者数は497,509人であり、成果目標を下回った。 ・国体強化合宿、加盟競技団体合宿などの受入れを積極的に行った。 ・ニーズの高い多種多様なスポーツ教室等を開催することで、全ての県民が生涯の各時期を通じて、目的に応じた日常的で継続的にスポーツを楽しめる環境づくりに取り組んだ。 <p>スポーツ教室開催講座数：408講座、延べ参加人数：27,975人</p> <p>【三重交通G スポーツの杜 伊勢】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間利用者数は286,353人であり、成果目標を下回った。 ・陸上競技を中心に、国体に向けた強化合宿・強化練習会を実施した。 ・主催事業のスポーツ教室は、前・中・後期の三期での実施とした。 <p>スポーツ教室開催講座数：114講座、延べ参加人数：1,642人</p>
3 成果目標及びその実績	B	B	<p>両施設とも、新型コロナウイルス感染症拡大による各種大会・イベントの中止、無観客開催、規模縮小等の影響があり、令和3年度に比べ利用人数・利用収入ともに上回ったが、目標値を達成できなかった。</p>

※評価の項目「1」の評価：

- 「A」→ 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」→ 業務計画を順調に実施している。
- 「C」→ 業務計画を十分には実施できていない。
- 「D」→ 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価：

- 「A」→ 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」→ 当初の目標を達成している。
- 「C」→ 当初の目標を十分には達成できていない。
- 「D」→ 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括的な評価	<p>【三重交通G スポーツの杜 鈴鹿】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、第2期指定管理から実施している休業日の縮小及び利用時間の延長等、一般利用者数の維持、確保に努めた。 ・宿泊施設「スポーツガーデン Mie Spo Inn」と連携し合宿等の受入れを行い、平日の利用促進にも取り組んだ。 ・三重とこわか健康マイレージ事業の「マイレージ特典協力店」に登録し、健康増進事業への協力を努めた。 ・新型コロナウイルス感染症の影響による収入減を補うため、利用者サービスの低下しない範囲で省エネや節電等、コスト削減に努めた。 <p>【三重交通G スポーツの杜 伊勢】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、本協会が制定したスポーツ推進計画に基づき、スポーツ施設としての役割を果たすべく、諸事業を推進した。 ・高額支出である業務委託費や光熱費は、総合競技場の運営及び利用者サービスに影響を及ぼしていることを意識し、コスト削減に取り組んだ。 ・毎日の点検及び特定建築物点検等の結果により、緊急性のあるものから随時修繕を行い、老朽化が進んでいる体育館、トレーニングセンターについても修繕・改修をしている。 ・施設にご意見箱を設置し、利用者の要望や意見を聞き、実施可能なことから取り組んでいる。 ・三重とこわか健康マイレージ事業の「マイレージ特典協力店」に登録し、健康増進事業への協力を努めた。
--------	--

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(令和4年度分)

<県の評価等>

施設所管部名: 地域連携・交通部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	ドリームオーシャンスタジアム（松阪市立野町1370番地）
指定管理者の名称等	公益財団法人三重県スポーツ協会 理事長 木平 芳定（鈴鹿市御園町1669番地）
指定の期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	① 施設等の利用の許可等に関する業務 ② 利用料金の收受等に関する業務 ③ 施設等の維持管理及び修繕に関する業務 ④ 野球場の管理上必要と認める業務

2 施設設置者としての県の評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	R3	R4	R3	R4	
1 管理業務の実施状況	B	B			利用者が施設を安全に利用できるよう、公園管理者である松阪市中部台管理事務所と連携を取り、適切な管理業務を行っている。 大会の円滑な開催と一般開放を可能な限り行えるよう、事前に利用競技団体と調整を行い、利便性の向上に努めている。 日常的な施設・設備の点検や、不陸修正工事、内外野グラウンド整備等を行い、良好な環境づくりに努めている。 「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」の施行を受け、利用規定及び施設利用許可申請書を改正し、不当な差別やその他人権侵害行為を行わないよう努めている。
2 施設の利用状況	B	B			年間利用者数は23,034人(対前年度比6,871人増)であった。 利用回数は111回(対前年度比2回増)であった。 大会の円滑な運営を支援するため、利用時間の前倒しや、日没まで延長するなど、利用者の要望に沿った対応で、利便性の向上を図った。
3 成果目標及びその実績	B	B			年間利用者数について、新型コロナウイルス感染症による各種大会の中止、規模縮小の影響が想定していた以上に継続したことや、悪天候によるキャンセルが続いたことより、成果目標32,500人に対し23,034人と、成果目標を達成できなかった。 学校の野球部(中学生、大学生)に積極的に利用を呼びかけるなど、長期休暇期間中の平日利用促進に取り組んだことで、令和3年度の利用者数を上回った。

※「評価の項目」の県の評価 :

「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
 「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
 「 」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総合的な評価	<ul style="list-style-type: none"> ・競技団体等との年間利用調整業務、利用許可や料金收受業務、施設の維持管理及び修繕に関する業務を適切に実施している。 ・円滑な大会運営を行うための特別開場や営業時間の拡大、良好なグラウンド状態を維持するための不陸修正工事や内外野グラウンド整備等を実施するなど、利用環境の向上に努めている。 ・新型コロナウイルス感染症のため、各種大会が中止となるなど、年間利用者数の成果目標は達成できなかったものの、適切な感染防止対策を講じ、平日利用促進等の利用者の増加に努めている。 ・土日祝日は大会での利用が集中していることから、平日の利用について、引き続き広報活動など利用促進のための取組を行う必要がある。 <p style="text-align: center;">総合的に見て、適切な指定管理業務を実施しており、指定管理者の自己評価は妥当と思われる。</p>
--------	--

<指定管理者の評価・報告書(令和4年度分)>

指定管理者の名称:公益財団法人三重県スポーツ協会

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1)管理業務の実施状況

①管理運営事業の実施に関する業務

- ア 当球場の設置目的を果たすため、施設の有効利用、積極的な対応と接遇を行い、公正で公平な利用に努めた。また、大会の円滑で速やかな運営を支援するため、大会開催時の利用時間の拡大など、可能な限り利用者の要望に沿った対応を行った。
- イ 松阪市中部台運動公園内に設置されていることから、円滑な施設運営を行うため、松阪市中部台管理事務所と連携し、公園全体の課題や日常業務の諸問題について、情報を共有し、安全な施設運営に取り組んだ。
- ウ 施設利用者から寄せられた意見について、対応できるものについては速やかに対処し、施設改修等、指定管理者で対応できない部分については、修繕の要望として県へ報告した。

②施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

- ア 日常的に始業前点検・設備品点検を行い、異常箇所の発見に努めた。
- イ 良好なグラウンド状態を保つため、不陸修正工事、レイキ車を用いた内外野グラウンド整備や目土散布などを実施した。

③県施策への配慮に関する業務

- ア 三重県営松阪野球場基本協定書第6条に基づき、場内の環境美化に努め、施設利用団体へはゴミの持ち帰りを徹底するとともに、リサイクルに向けた取組として分別回収を行った。また、野球場敷地内での受動喫煙防止の対策強化に努めた。
- イ 「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」の施行を受け、利用規定及び施設利用許可申請書を改正し、不当な差別やその他人権侵害行為を行わないよう努めている。

④情報公開・個人情報保護に関する業務

- ア 情報公開については、公益財団法人三重県スポーツ協会情報公開実施要領に基づき対応している。
- イ 令和4年度における情報公開開示請求はなかった。
- ウ 個人情報については、公益財団法人三重県スポーツ協会個人情報保護実施要領に基づき個人情報を取り扱っている。また、個人情報保護方針をホームページに掲載し、個人情報の取扱いについて明示している。施設顧客名簿等の個人情報が記載された文書や電子データが外部へ漏洩しないよう、職員一同で厳重に注意し、取り扱っている。

⑤その他の業務

特になし

(2)施設の利用状況

目標 32,500人/年間
利用者実績 23,034人 達成率 70.9%

2 利用料金の収入の実績

(単位:円)

令和4年度収入実績 1,764,400円

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

収入の部			支出の部		
	R3	R4		R3	R4
指定管理料	21,269,000	21,082,218	事業費	0	87,700
利用料金収入	1,655,900	1,764,400	管理費	20,589,151	20,380,797
その他の収入	0	0	その他の支出	1,187,541	1,369,594
合計 (a)	22,924,900	22,846,618	合計 (b)	21,776,692	21,838,091
収支差額 (a)-(b)	1,148,208	1,008,527			

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

※参考

利用料金減免額	0円
---------	----

4 成果目標とその実績

成果目標	32,500人/年間
成果目標に対する実績	利用者実績 23,034人 達成率 70.9%
今後の取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・年間を通じて平日利用が極めて少ないことから、平日の稼働を上げるために、近隣中学校を対象に使用料金や利用時間の便宜を図りつつ、課外活動の一環としての利用を引き続き呼びかけるとともに、今後は、大学生、社会人への平日利用の呼びかけ方法についても、さらに検討を進めていく。 ・主催事業及び施設の有効利用について、他団体と連携し、野球の普及活動として、野球教室等の充実を図りたい。 ・日常の細々とした修理箇所については、これまで同様に独自財源を使った修繕にて、少しでも利用者への便宜を図りたい。

5 管理業務に関する自己評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	評価		コメント
	R3	R4	
1 管理業務の実施状況	B	B	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響により、大会の中止や予約のキャンセルがあったが、国や県独自の新型コロナウイルス感染防止に関する宣言等によるマニュアルに従った対策を講じて、利用団体や利用者に理解と協力を求め、利用者数及び利用回数の維持に努めた。また、6月から7月と2月に不陸修正工事・芝養生を実施した。 ・大会の円滑な開催・運営を支援するとともに、一般開放を可能な限り行えるよう、事前に各団体代表による利用調整会議を行い、次年度のグラウンド利用調整を図った。 ・日頃から利用者の意見を聞き取る姿勢を持ち、実施可能なものについては速やかに対応した。 ・当球場は、松阪市中部台運動公園内に設置されていることから、松阪市中部台管理事務所と連携を取り、公園全体の課題や日常業務について諸問題を共有することで、利用者が安全に施設を使用できる運営に努めた。特に、駐車場について運動公園利用者の迷惑にならないよう注意を呼びかけた。また、受動喫煙防止についての対策を強化した。 ・当球場HPにて予約状況を確認した上での予約申込が可能であり、問合せ等にも積極的な利用を呼びかけた。また、開催された大会の紹介など、当球場の利用に関してのPRに努めた。
2 施設の利用状況	B	B	<ul style="list-style-type: none"> ・各利用団体による利用調整会議で、次年度の土・日及び祝日は各大会で年間スケジュールがほぼ決定してしまうことから、平日利用への取組として、学校の長期休業期間中、近隣の中学校に放課後の課外活動としての利用を呼びかけた。 ・大会の円滑な運営を支援するため、利用時間を前倒し、あるいは日没まで時間を延長するなど、可能な限り利用者の要望に沿った対応を行い利便性の向上を図った。 ・良好なグラウンド状態を保つため、職員による日常の整備を実施した。
3 成果目標及びその実績	B	B	<ul style="list-style-type: none"> ・管理棟スタンド大規模改修により、4ヶ月間グラウンド使用ができなかったが、長期休暇期間中に学校の野球部(大学生・高校生・中学生)に積極的に連絡を取り、平日の利用を増やす努力をした。また、予備日についても予約の団体で確実に利用してもらうよう要望した。それらの結果、施設利用者数・施設利用料収入ともに増加した。

※評価の項目「1」の評価

:

- 「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」 → 業務計画を順調に実施している。
- 「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。
- 「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価

:

- 「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」 → 当初の目標を達成している。
- 「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。
- 「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括的な評価	<ul style="list-style-type: none"> ・管理棟スタンド大規模改修により、これまでの要望事項であった雨漏り等の防水工事、メインスタンドのベンチの取り替えや床・壁・手すりの塗り替え、外野フェンスの取り替えを行った。あわせて、各トイレの和式便器をすべて洋式に取り換え、多機能トイレを新設し、より快適に、また、様々な用途に対応できる設備を導入した。 ・利用者の要望に合わせ練習・大会等の利用については、その規模により円滑な運営を支援するために、特別開場や利用時間の前倒し、あるいは日没までの時間延長など、可能な限り利用者の要望に応じた対応を行った。 ・新型コロナウイルス感染症については、マニュアルに沿った対策を講じ、利用団体や利用者に理解と協力を求めることで、利用者数及び利用回数の維持に努めた。 ・当球場は県内で唯一の県営野球場であり、一般財団法人三重県高等学校野球連盟をはじめとして、少年野球や軟式野球、中学校・高校・大学の学校野球部等、県内の主要な団体の大会や練習試合が集中し、土日及び祝日は殆ど大会で使用している。そのため、良好なグラウンド状態を保つべく、定期的な芝生のメンテナンスや不陸修正工事・芝養生を行った。
--------	--

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(令和4年度分)

＜県の評価等＞

施設所管部名： 地域連携・交通部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県営ライフル射撃場（津市中村町字国主谷）
指定管理者の名称等	三重県ライフル射撃協会 会長 中村 孝夫（津市大門10番1号）
指定の期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	① 施設等の利用の許可等に関する業務 ② 利用料金の收受等に関する業務 ③ 施設等の維持管理及び修繕に関する業務 ④ 射撃場の管理上必要と認める業務

2 施設設置者としての県の評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	R3	R4	R3	R4	
1 管理業務の実施状況	B	B			施設・設備の日常・定期点検を行い、軽微な修繕、メンテナンスなど適切な維持管理を行っている。 鉛害防止のため、射場内の水路、管理柵の清掃を行うなど、周辺環境に配慮している。 安全な施設利用のため、利用者に対して銃刀法や利用規定の遵守徹底を行った。 「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」の施行を受け、利用規定及び施設利用許可申請書を改正し、不当な差別やその他人権侵害行為を行わないよう努めている。
2 施設の利用状況	B	B	+		年間利用者数は、2,614人であり、令和3年度に比べ389人少なかったものの、成果目標1,600人を上回った。 利用件数は、1,404件(対前年度比114件増)であった。 当施設は、競技会や練習会の会場としての利用のほか、ビームライフル体験会を実施し、ライフル競技に接する機会を提供している。 高校生の全国選抜大会や新型コロナウイルス感染症対策のため分散開催となった全国大会、障がい者の大会、他県主催試合及び合宿等の積極的な誘致や津市と協力してスポーツ教室を開催するなど、利用者の増加に取り組んでいる。
3 成果目標及びその実績	B	B	+	+	年間利用者数は、成果目標の1,600人に対して、実績は2,614人となり、成果目標を達成している。

※「評価の項目」の県の評価：

「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
「 」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括的な評価	<ul style="list-style-type: none"> ・利用許可や料金收受業務、施設の維持管理及び修繕に関する業務を適切に実施している。 ・目標値の1,600人を上回る2,614人の利用があり、評価できる。今後も継続して利用してもらえよう努めるとともに、新規利用者の獲得に向けた取組についても、充実させる必要がある。 ・新型コロナウイルス感染防止対策を適切に行い、利用者の安全に配慮した管理業務を行っている。 ・安全な施設利用のため、利用者へ利用規定の周知及び遵守徹底を行っている。 ・他県の大会や障がい者の大会などの誘致を積極的に行う等、利用者増加に努めている。 ・施設の維持管理においては、指定管理者自ら定期点検や軽微な補修を行うなど、経費の削減に努めている。 <p>総合的に見て、適切な指定管理業務を実施しており、指定管理者の自己評価は妥当と思われる。</p>
--------	---

<指定管理者の評価・報告書(令和4年度分)>

指定管理者の名称: 三重県ライフル射撃協会

1 管理業務の実施状況及び利用状況

<p>(1)管理業務の実施状況</p> <p>①管理運営事業の実施に関する業務</p> <p>ア 施設の提供、施設の利用許可に関する業務、利用料金の収受に関する業務を実施した。 イ 施設の提供に際しては、銃の管理及び安全確保について適宜指導を行った。 ウ 施設の利用許可については、利用規定を定めて利用者に提示し、適正に実施した。 エ 利用料金の収受は、現金収受・前納により適正に行った。</p> <p>②施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務</p> <p>令和4年度に実施した内容 ア 電子標的の再公認作業を行った。 イ ビームライフルの機器の修理を行った。 ウ 電子標的の整備、メンテナンスを行った。</p> <p>今後必要と思われる修繕 ア 電子標的の修理 イ 管理棟屋根修繕等の整備</p> <p>③県施策への配慮に関する業務</p> <p>ア 鉛害防止のため、標的交換機の弾頭処理を適正に行った。 イ 鉛害防止のため、水路、管理柵の清掃を行った。 ウ 防災訓練で避難誘導の確認と消火訓練を行った。 エ 「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」の施行を受け、利用規定及び施設利用許可申請書を改正し、不当な差別やその他人権侵害行為を行わないよう努めている。</p> <p>④情報公開・個人情報保護に関する業務</p> <p>ア 情報公開実施要領を定め、情報公開請求に対応できる体制を整えている。なお、令和4年度において、開示請求はなかった。 イ 個人情報保護については、利用申請書等対象文書を厳重に取り扱い、保管している。</p> <p>⑤その他の業務</p> <p>ア 事故等の報告 特になし イ 苦情・要望等への対応状況 特になし</p>
<p>(2)施設の利用状況</p> <p>・開場日数 293日 ・利用申請件数 1,404件 ・利用者数 目標 1,600人 実績 2,614人 達成率 163.4%</p>

2 利用料金の収入の実績

(単位:円)

令和4年度収入実績 1,362,350円

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

収入の部			支出の部		
	R3	R4		R3	R4
指定管理料	558,000	451,604	事業費	0	0
利用料金収入	1,577,050	1,362,350	管理費	1,771,622	1,904,931
その他の収入	165,749	540,536	その他の支出	0	0
合計 (a)	2,300,799	2,354,490	合計 (b)	1,771,622	1,904,931
収支差額 (a)-(b)	529,177	449,559			

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

※参考

利用料金減免額	179,500円
---------	----------

4 成果目標とその実績

成果目標	1,600人/年間
成果目標に対する実績	利用者実績 2,614人 達成率 163.4%
今後の取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの内容を充実させ、広く射撃場の存在をアピールするとともに、利用者に大会開催や施設の混雑予想の情報提供を行う。 ・近隣府県の射撃協会へ案内状を送付し、県外の方にも利用を呼びかけるとともに、新規利用者の確保のため、ビームライフル講習会を開催するなど、継続的に利用促進を働きかける。 ・今後も利用者に快適に利用してもらえるよう施設の改善に努める。

5 管理業務に関する自己評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	評価		コメント
	R3	R4	
1 管理業務の実施状況	B	B	・施設・設備の日常・定期点検を行い、軽微な修繕、メンテナンス等適切な維持管理を行っている。
2 施設の利用状況	B	B	・競技会や練習会の会場として利用されている他、ビームライフル体験会を実施し、ライフル競技に接する機会を提供した。 ・大学や近県の合宿を積極的に誘致し利用者増加に努めた。 ・他県の大会や障害者の大会の誘致を積極的に行い利用者の増加に努めた。 ・令和4年度より津市と協力してスポーツ教室の開催を行った。
3 成果目標及びその実績	B	B	・令和4年度は、徐々に行動規制の緩和により全国大会が開催され、分散大会の開催が少なく令和3年度に比べ利用者が減少した。津市と協力してスポーツ教室の開催、大学や近県の合宿の誘致、障がい者の大会の誘致を積極的に行い、目標値の1,600人に対し、2,614人と目標値は確保できた。

※評価の項目「1」の評価

：

- 「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」 → 業務計画を順調に実施している。
- 「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。
- 「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価

：

- 「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」 → 当初の目標を達成している。
- 「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。
- 「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括的な評価	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策を行い、利用者の健康に配慮して運営した。 ・利用者が安全で快適な環境で競技できるよう維持管理し、運営を円滑に行うことができた。 ・高校生の全国選抜大会や新型コロナウイルス感染症対策のため分散開催となった全国大会、他県主催試合、合宿の誘致及び障がい者の大会の開催等を積極的に行ったことから、目標の1,600人を上回る2,614人の利用があった。 ・ホームページで、翌月の利用状況や混雑情報を毎月更新し、利便性の向上に努めた。 ・施設維持のための軽微な補修は指定管理者自らで行うなど、経費の削減に努めた。
--------	---

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(令和4年度分)

< 県の評価等 >

施設所管部名: 地域連携・交通部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県立熊野古道センター(尾鷲市大字向井字村島12番4)
指定管理者の名称等	特定非営利活動法人熊野古道自然・歴史・文化ネットワーク 理事長 林 伸行(尾鷲市野地町12番27号)
指定の期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	1)センターの事業の実施に関する業務 2)センターの利用許可等に関する業務 3)センターの利用に係る料金の收受に関する業務 4)センター施設等の維持管理及び修繕に関する業務 5)センターの管理運営上必要と認める業務

2 施設設置者としての県の評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	R3	R4	R3	R4	
1 管理業務の実施状況	B	B			熊野古道やその周辺地域に関する情報発信や交流の拠点として、自然、歴史、文化等に係る企画展や体験学習、講座・講演会、地域内外との交流イベント(知られざる熊野探訪ツアー、尾鷲ヒノキで様々な物をつくる体験教室、東紀州の四季を味わう料理教室等)を実施している。 また、定期点検や修繕等により、施設や設備等を良好な状態に保つとともに、省エネ、省資源等環境負荷低減にも取り組むなど、適正な維持管理を行っている。
2 施設の利用状況	B	B			新型コロナウイルス感染症の影響等により、来場者数は、111,335人(前年度比13.2%増)にとどまり、目標値(115,000人)を下回った。一方、施設稼働率は69.9%(前年度比1.4%増)となり、目標値(50.0%)を上回った。 また、企画展や体験学習、講座・講演会等を開催するとともに、貸館により地域の団体等に活動の場を提供している。さらに県内の小中学校を中心に体験教育旅行(53校3,051人)を受け入れ、世界遺産学習等を実施している。
3 成果目標及びその実績	B	B			成果目標の8項目のうち、6項目は目標値を上回った。「来場者数」は目標値を下回ったものの、新型コロナウイルス感染症が収束しない中、感染拡大防止対策に努めながら予定していた事業をおおむね実施した結果、目標達成率96.8%となった。 成果実績を昨年度と比較すると、目標達成項目は7項目から6項目に減少したが、来場者数が昨年度98,345人から111,335人(13.2%増)と、大幅に改善したことは評価できる。

※「評価の項目」の県の評価 :

「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
「 」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

<p>総括的な評価</p>	<p>1 成果目標に対する達成度 成果目標の8項目のうち、6項目は目標値を達成したものの、「来場者数」「地域の歴史・文化に関する情報収集及び、集積の成果発信」のうち、「東紀州地域外での開催」は目標値を下回った。</p> <p>2 残されている課題 社会見学や体験学習等の機会も生かしながら、地域内外においてセンターの存在や活動内容等のPRをして認知度をさらに高めることなどにより、センターへの来場をより一層促すことや、引き続き、魅力的な事業の企画や各事業の一層のPRに努める必要がある。 また、開館から16年余りが経過し、展示内容の見直し時期に来ているため、常設展示のリニューアルを検討するなど、来場者数の増加に向けて取組を進める必要がある。 目標値を下回った東紀州地域外での情報収集及び、集積の成果発信については、より一層積極的に取り組む必要がある。</p> <p>3 その他 (1) 利用者ニーズの把握及び事業等への反映 アンケート等により利用者ニーズの把握に努め、運営に生かす仕組みが機能していることから、利用者の満足度は高い数値(98.9%)を維持している。また、関係機関や地域団体と連携することで、企画展や体験学習等の取組をより魅力的なものにしている。 (2) 施設の適正な維持管理の実施 日々の巡回や定期点検を行い、良好な維持管理に努めるとともに、省エネルギー対策にも継続して取り組んでいる。 (3) 危機管理 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に徹底して取り組んでいる。また、消防署と連携して自主防災訓練等を行うことで、災害等緊急時における救急救命方法や消火設備の操作方法など、職員の対応能力向上を図っており、適切な危機管理を行っている。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により2項目の目標値を達成できず、上記2の課題も残されているものの、熊野古道やその周辺地域の魅力を広く発信するとともに、体験教育旅行の受入れ、地域の資源を活用した企画展や体験学習、講座・講演会等を実施している。 また、地域の魅力を新たに掘り起こし様々な形で紹介したり、交流拡大につなげるなど地域の振興に寄与しているほか、小中学校への出前授業等を企画するなど課題の改善に取り組んでおり、三重県立熊野古道センターの管理者として適切な運営を行い、実績を残していると評価できる。</p>
---------------	--

<指定管理者の評価・報告書(令和4年度分)>

指定管理者の名称:特定非営利活動法人熊野古道自然・歴史・文化ネットワーク

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1)管理業務の実施状況

①熊野古道センター事業の実施に関する業務

1. 情報収集・集積発信事業

熊野古道やその周辺地域、及び東紀州5市町(紀北町、尾鷲市、熊野市、御浜町、紀宝町)の自然、歴史、民俗・文化に関する資料を収集するとともに、江戸時代に記された古文書の解読、翻刻を通して、熊野古道伊勢路を歩いた旅人や地域住民の心情及びふるまいについての情報収集に努めた。

2. 交流事業

ア) 交流イベント

5月にゴールデンウィークドリームフェスタと題して、クライミング体験、人形劇、ものづくり体験、自然観察会を実施した。11月には「熊野古道センターをきれいにしている仲間たちの作品・パネル展」「おわせ海・山ツアーウォーク」、2月には開館記念日を祝して熊野古道音楽祭「新日本フィルホルン奏者田中雅樹氏と共に」を開催した。多くの人々が交流する事業を72回開催した。

イ) 体験学習、講座・講演会

体験学習について、県内外の小中高生の修学旅行や校外学習を受け入れる体験教育旅行、毎週日曜日に開催している「日曜わくわくものづくり体験教室」や「料理教室」、「熊野古道センター自然学校」など計127回開催し、2,574名の参加者を集めた。講座・講演会については「山歩き講座」「新熊野学講座」「古文書からひも解く地域の暮らし」など計36回開催し、695名の参加者を集めた。

3. 情報発信事業

ア) 企画展

「わが郷土のお祭り」では「飛鳥神社例大祭」、「写真で懐古・故郷の暮らしと風景」では熊野市を取り上げた。熊野古道を地学という視点から捉えた「熊野古道大地のなりたち」、熊野市のアーティスト作品展を開催した。企画展6回、特別展示室企画展5回を開催し、計55,971名の来場者を集めた。

イ) 情報誌等の発行

熊野古道センター主催事業の概要を盛り込んだ「三重県立熊野古道センターからののがみ」を4回発行した。熊野古道伊勢路を紹介する小冊子第3弾として「くまのみちを歩く・三～西国第一の難所八鬼山越え～」を刊行した。

ウ) ポスター・チラシ等によるPR

企画展や交流事業を広報するためのポスターやチラシを28点作成し、諸団体・関係機関に配布し、周知に努めた。

エ) ホームページ等による情報発信

熊野古道伊勢路の最新情報や主催事業を告知するため、ホームページやLINE、インスタグラムを通じて周知に努めた。

オ) マスメディアによるPR

地域の新聞社やテレビ局の協力を得て、主催事業などのPRを行った。

②施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

1. 設備の維持管理

職員による日常点検及び定期点検を実施し、異常箇所があれば速やかに改善した。
・館内及びトイレについては、平日は地域の障がい者自立支援施設の通所者による清掃業務、土・日および祝日はシルバー人材による清掃業務により、適正に維持管理した。

2. 設備の修繕

・SOG(高圧受電保護装置)の取替工事(三重県)
・排水路設置工事(三重県)
・常設展示地形模型更新(三重県)
・空調設備機器修繕(計6日)

3. 今後の見通し

・空調機器に関しては経年劣化による不具合が頻発していることから、中・長期的な計画を立てて修繕していくことが必要である。
・節電及びCO2削減という観点から館内の照明設備を早急にLEDに変更する必要がある。

③県施策への配慮に関する業務

1. 人権尊重のための取組

職員、来館者、関係者などすべてのステークホルダーを大切にすることを徹底する。

2. 男女共同参画社会の実現への取組

職員がその適正に応じて能力を発揮できるよう、男女ともに企画、広報、庶務等様々な業務を経験することとしている。

3. 持続可能な循環型社会の創造に向けた取組

温室効果ガス削減に向けた取組として、ゴミの削減・分別を徹底し、かつ節電のために電気やエアコンの適切な使用を職員一丸となって取り組む。

④情報公開・個人情報保護に関する業務

1. 情報公開に関する業務

三重県立熊野古道センターの管理に関する情報公開実施要領に基づき対処した。令和4年度は開示請求はなかった。

2. 個人情報保護に関する業務

個人情報保護規定に基づき、個人情報を慎重かつ適切に扱った。

⑤その他の業務

該当なし

(2)施設の利用状況		
施設名	利用件数	利用人数
企画展示室	0	0
映像ホール	24	521
会議室	77	161
和室	66	290
体験学習室	41	187
小ホール	77	965
大ホール	167	4,251

2 利用料金の収入の実績

施設の利用率に係る収入額は、572,620円で、利用率の減免については、14件ですべて承認した。

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

収入の部			支出の部		
	R3	R4		R3	R4
指定管理料	69,702,000	69,841,000	事業費	6,299,176	6,224,938
利用料金収入	217,810	572,620	管理費	64,320,567	66,990,253
その他の収入	1,260,183	2,389,626	その他の支出	0	0
合計 (a)	71,179,993	72,803,246	合計 (b)	70,619,743	73,215,191
収支差額 (a)-(b)	560,250	△ 411,945	/		

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

※参考

利用料金減免額	34,900
---------	--------

4 成果目標とその実績

成果目標及び実績	項目	目標	実績	達成率(%)	
	1 施設稼働率(%)	50	69.9	139.8	
2 来場者数(人)	115,000	111,335	96.8		
3 地域の歴史・文化に関する情報収集及び、集積の成果発信					
1)東紀州地域内での開催(回)	10	11	110.0	(企画展の回数)	
2)東紀州地域外での開催(回)	2	1	50.0		
3)県外での開催(回)	1	2	200.0		
4 国内外の世界遺産登録地等との連携事業(回)	2	3	150.0		
5 学校連携事業(校)	25	53	212.0	(体験学習、体験教育旅行を含む)	
6 利用者の満足度(%)	95.0	98.9	104.1		
今後の取組方針	<p>※施設稼働率算出式＝利用日数/開館日数×100 (企画展示室、映像ホール、会議室、和室、体験学習室、大ホール、小ホールが利用対象。 内部打ち合わせ、映像ホール定時上映利用を除く) ※来場者数は、センター以外の会場で実施した事業の参加者を含む。</p> <p>1. 来場者目標に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響により、イベント参加者及び来館者が少なかった。令和5年度は5類へ移行したことで、イベント参加者数制限の廃止や講演会・コンサートなどの入場者数の再検討を行い、積極的にイベントへの参加を促したい。</p> <p>2. 地域の歴史・文化に関する情報収集及び、集積の成果発信のうち、東紀州地域外での開催については、中勢、北勢地域といった世界遺産登録地外においても積極的に実施したい。</p> <p>3. 学校連携事業については、地域の小中学校への出前授業を積極的に実施したい。世界遺産関連学習をはじめ、自然や歴史、地域の文化といった分野においても実施したいと考える。</p>				

5 管理業務に関する自己評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	評価		コメント
	R3	R4	
1 管理業務の実施状況	B	B	基盤となるビジターセンター事業については、職員一人ひとりが積極的に熊野古道を歩き、最新の情報収集につとめ、来館者や電話による問い合わせに十二分に対応できるよう努めた。自主事業については熊野古道伊勢路とその周辺地域の自然・歴史・文化等の情報収集に努め、企画展示や叢書刊行により発信し、さらに、地域住民との交流を図るため、多種多様な交流イベントを開催した。施設管理においては、燃料費や光熱費が高騰する中、職員一人ひとりが省エネについて意識し、一丸となって節電、節約に努めた。設備、機器・器具等について空調設備や電子機器を使用した展示物などが経年劣化により不具合が多発する中、即対応の姿勢でサービス低下を防ぐよう努めた。
2 施設の利用状況	B	B	企画展示、体験教室等を開催するとともに、貸館により地域の団体・機関等に展示会場や楽器演奏会など多様な活動に使用していただいた。大空間を利用できること、また安価で使用できる点が好評で、地域住民の交流の場として定着しつつあり、多くの人に利用していただいた。
3 成果目標及びその実績	B	B	東紀州地域外での情報収集及び、集積の成果発信については、展示の規模や使用会場、利用料金といった面がハードルとなり、目標に至らなかった。今後は、三重県全域に視野を広げ、世界遺産及び熊野古道センターの活動をPRしていきたい。

※評価の項目「1」の評価

- 「A」→ 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」→ 業務計画を順調に実施している。
- 「C」→ 業務計画を十分には実施できていない。
- 「D」→ 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価

- 「A」→ 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」→ 当初の目標を達成している。
- 「C」→ 当初の目標を十分には達成できていない。
- 「D」→ 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総合的な評価	<p>1. 成果目標に対する達成度 来場者数、東紀州地域外での情報収集及び、集積の成果発信の2項目については目標値を下回る結果になった。コロナ禍における外出自粛やイベント参加者数の制限により、目標値を下回ったと考えられる。 しかし、魅力ある展示や来館者の興味・関心のあるイベントを展開したことで、3年ぶりに10万人の来場者を得るなど、職員一丸となって取り組んだ成果が出た。</p> <p>2. 残されている課題 東紀州地域外での情報収集及び、集積の成果発信について、展示会場の獲得、使用料金などといった課題があるが、世界遺産及び地域の魅力を発信する機会と捉え、県内様々な場所での情報発信できるよう努めたい。</p> <p>3. 翌年度に取り組むべき成果目標の設定 5か年計画に基づき、引き続き目標値に向かって努力したい。</p> <p>4. その他</p> <p>①施設の平等利用の確保 当施設は入館無料のビジターセンターであり、また、多種多様なイベントを展開しているので、地域内外を含め県内外すべての人々に来館していただけるよう開館している。</p> <p>②施設の維持管理 空調設備、消防設備、自動ドアなど専門業者に委託し保守管理している。館内やトイレの清掃については、自立支援施設の通所者、シルバー人材センターに委託し管理している。その他、施設・設備の日常、定期点検については職員が実施し、管理に万全を期している。</p> <p>③県民ニーズの把握及び事業等への反映 イベント参加者や来館者へのアンケート結果を踏まえ、改善すべき所は即対応し、来館者のニーズに応えるように努力する。クレームや苦情に対しては、真摯に受け止め、速やかに対応している。</p> <p>④県民サービスの向上 県民の視点で、今何を求めているのか、どのような展示やイベントが必要なのか、職員一人ひとりが意識し、質が高く、かつ親しみやすい事業を展開するよう努める。</p> <p>⑤コスト削減の取組 無駄な紙の使用、不要なコピーを減らすよう努力したり、高騰する電気代については、職員一丸となって節電を意識し、無駄なエアコンの使用、無駄な照明を減らすなど徹底した節約・節電に取り組んでいる。</p> <p>⑥危機管理体制の確保 消防署と連携して防災訓練を実施し、消火設備の使用法や救急救命措置を学ぶなど、有事の際の対応能力向上を図り、危機管理を行っている。</p> <p>⑦業務体制の整備 事業を実施する事業課、経理・総務などの業務課、そして図書資料室の業務を行う職員を適正に配置し、かつそれぞれに学芸員や図書館司書といった専門職員を置き、来館者のニーズに応えるよう体制を整えている。</p>
--------	--

(所管事項)

8 審議会等の審議状況について（報告）
(令和5年6月1日～令和5年9月18日)

1 審議会等の名称	三重県営総合競技場等指定管理者選定委員会
2 開催年月日	令和5年6月27日
3 委員	委員長 青木 雅生 委員長代理 岡部 佳奈 他3名
4 諮問事項	三重県営総合競技場等の指定管理候補者選定にかかる選定の方法、審査基準及び配点について
5 調査審議結果	原案どおり決定された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県スポーツ推進審議会
2 開催年月日	令和5年8月31日
3 委員	会長 杉田 正明 副会長 馬瀬 隆彦 他12名
4 諮問事項	第3次三重県スポーツ推進計画の進捗状況について
5 調査審議結果	諮問事項について意見を得た。
6 備考	